

出資持分のない医療法人への 円滑な移行マニュアル

平成 23 年 3 月発行

厚生労働省医政局

委託先：株式会社川原経営総合センター

このマニュアルには医療法や税法の問題が多く関わってきますので、顧問弁護士、税理士等専門家と一緒に読みください。

マニュアルで取り上げた計算例等はいくまで特定の事例にもとづくものです。個別の案件によって、税法上の取り扱いが変わる可能性がありますので、専門家に相談の上、手続きを進めてください。また、都道府県により指導内容や提出書類も変わる可能性があります。実際の手続きの際には、管轄の窓口要充分に確認してください。

出資持分のない医療法人への 円滑な移行マニュアル

はじめに	2
第1章 医療法人の基礎知識	6
第2章 課題の確認	14
第1節 出資持分払戻請求権を行使された場合の影響度の算定	16
第2節 相続発生時における出資持分影響度の算定	22
第3節 理事等へ「特別の利益を与えること」について	24
第3章 医療法人の選択肢	26
第1節 特定医療法人への移行を考えた場合	27
第2節 社会医療法人への移行を考えた場合	76
第3節 一般の出資持分のない医療法人への移行を考えた場合	106
第4節 基金制度を採用した医療法人への移行を考えた場合	120
第5節 出資持分のない医療法人との合併を通じた移行を考えた場合	124
第6節 現状のまま出資持分のある医療法人	126
第7節 出資額限度法人への移行を考えた場合	127

このマニュアルは、平成23年3月1日現在の法律にもとづいて、従来の出資持分のある医療法人から、公益性の高い医療法人もしくは出資持分のない医療法人への移行を希望する場合に、それが円滑にいくことを目的に作成されたものです。また、出資持分のない医療法人への移行を希望しない医療法人にとっても、今後生じる可能性のある課題を確認できる内容となっています。なお、平成23年3月1日現在施行されている法律にもとづいて作成されていますので、現実的な対応に焦点が絞られています。

はじめに

医療法人の出資持分をめぐる課題

◆背景

医療法人は剰余金の配当ができないことなどから、長年の経営により医療法人に積み上げられた剰余金が多額となる傾向があります。そのため、出資持分のある医療法人の出資社員が死亡し、相続人に対して当該出資持分に係る相続税が課税される場合は、医療法人の財産状態などによっては、その納税額が巨額に上ることもあり得ます。

また、出資持分の払戻請求があった場合、払戻額が高額になり、医療法人の存続が脅かされる事態が生じることが指摘されています。

さらに、退社時の出資持分払戻と解散時の残余財産分配は実質的な剰余金の配当にあたり医療法人の非営利性が形骸化しているなどとして、株式会社参入論の論拠ともなっていました。

このような背景も踏まえ、平成19年に施行された第五次医療法改正において、医療法人の非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させる観点から、出資持分のある医療法人の新設ができなくなりました（改正医療法附則第10条による経過措置を受ける持分あり医療法人は依然として93.3%＊を占めています。）。

以上の点を踏まえると、非営利性の徹底と医業の安定的な継続を両立させるための手段のひとつとして、持分なし医療法人への移行を検討することは有効であると考えられます。

本マニュアルは、出資持分のない医療法人への移行を検討される法人向けに、移行に際してのプロセスや障害要因を把握し、それを乗り越える方法を紹介することを目的として作成しています。

◆医療法人の出資持分には、主に次の3点の課題があると考えられます

制度的な背景などから、医療法人に出資持分が存することについて、主に次の3点の課題が指摘されています。

1 解散時に残余財産の分配がなされるため、医療法人の非営利性が保たれない。

厚生労働省の旧社団医療法人モデル定款と同旨の定款を定めている医療法人の場合、解散時の残余財産は、各出資者にその出資額に応じて分配されます。それが、実質的な剰余金の分配に当たり、医療法人の非営利性に反するという指摘があります。

2 出資持分に相続税課税がなされ、その支払いに窮する。

多くの場合、創業者である理事長が医療法人の出資持分の大半を所有しており、その相続の際に、後継者は多額の相続税を支払うこととなります。そのため、承継を危うくさせてしまう可能性があります。

なお、この相続税課税の根拠は、出資持分につき退社時の払戻請求権や解散時の残余財産分配請求権が存することにあります。

3 出資持分を持つ社員が退社し、出資持分の払戻請求権を行使した場合、その払戻しが医療法人の経営を圧迫する。

多額の相続税を支払うため、あるいは意見対立から、出資持分を持つ社員は退社に伴い、その出資持分についての払戻しを請求する事が出来ます。出資額に応じた払戻しとなりますから、内部留保が多くなればなるほど、払戻す金額が多くなります。この出資持分の払戻しが、医療法人経営を圧迫しかねません。

出資持分払戻請求に関する代表的な判例としては、社団医療法人の出資社員が死亡したことにより発生した出資金返還請求権を相続等により取得したなどとして、当該出資社員の子が出資金の返還等を求めたものなどがあります（最高裁平成22年4月8日判決）。

なお、本マニュアルは、あくまで平成23年3月1日時点の法律等の状況において、これまで述べた出資持分のある医療法人に生じうる課題をクリアする方法のひとつとして、出資持分のない医療法人への移行を取り上げるものであって、出資持分のある医療法人が今後どうあるべきかという価値判断等に踏み込むものではありません。

◆本マニュアルの構成

本マニュアルは、出資持分のない医療法人への移行を円滑に進められるよう要件や手続きを中心にまとめられたものです。

また、出資持分のある医療法人のままでいる場合でも、今後生じる可能性のある課題を認識したり、将来において移行の可能性を検討するために活用できる内容となっています。

第1章

医療法人の基礎知識

医療法人の種類、仕組み、出資持分についてなど、本マニュアルを読み進めるにあたっての基本的知識をまとめています。

第2章

課題の確認

払戻請求や相続が発生した場合の法人に与える影響を確認します。

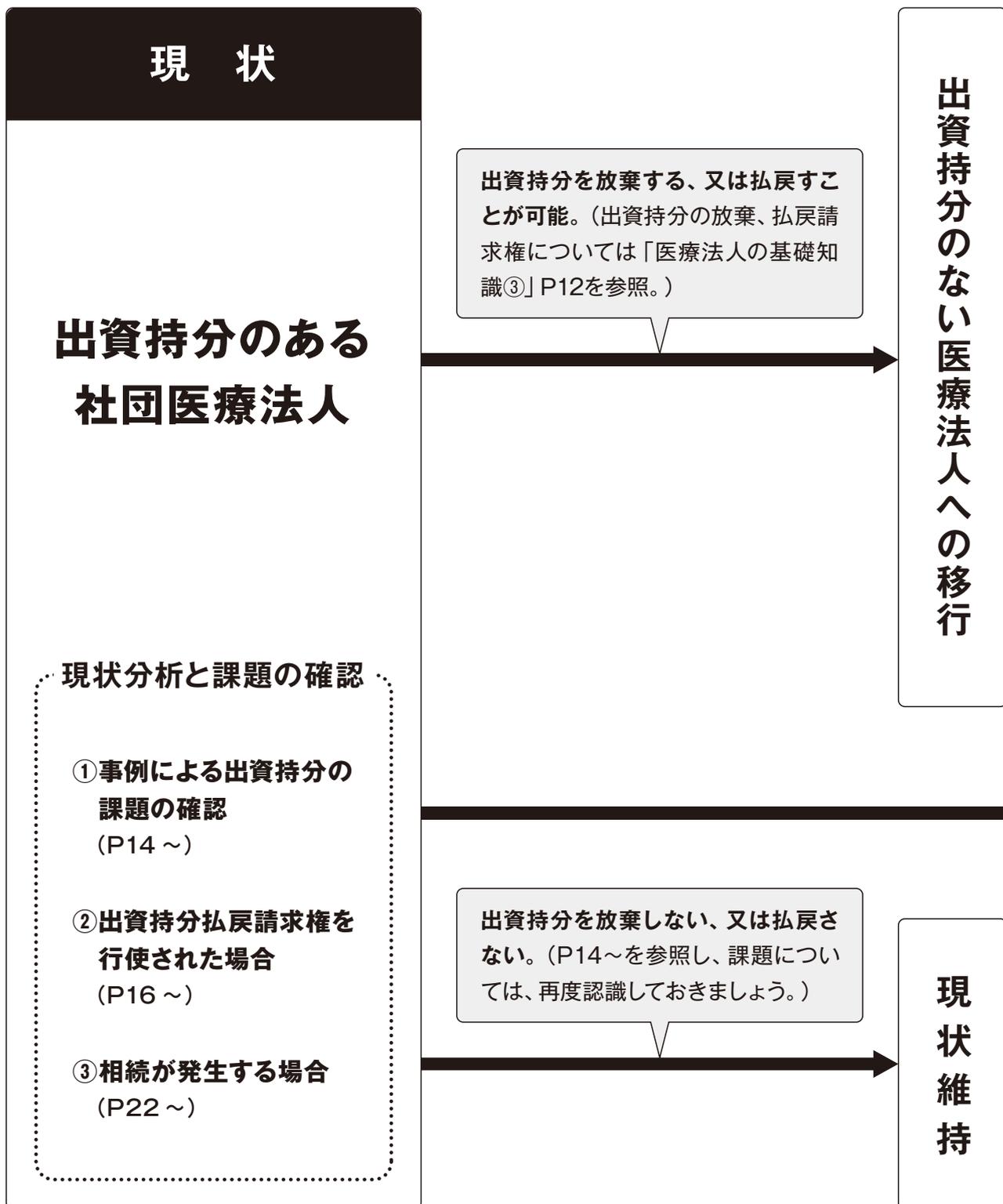
第3章

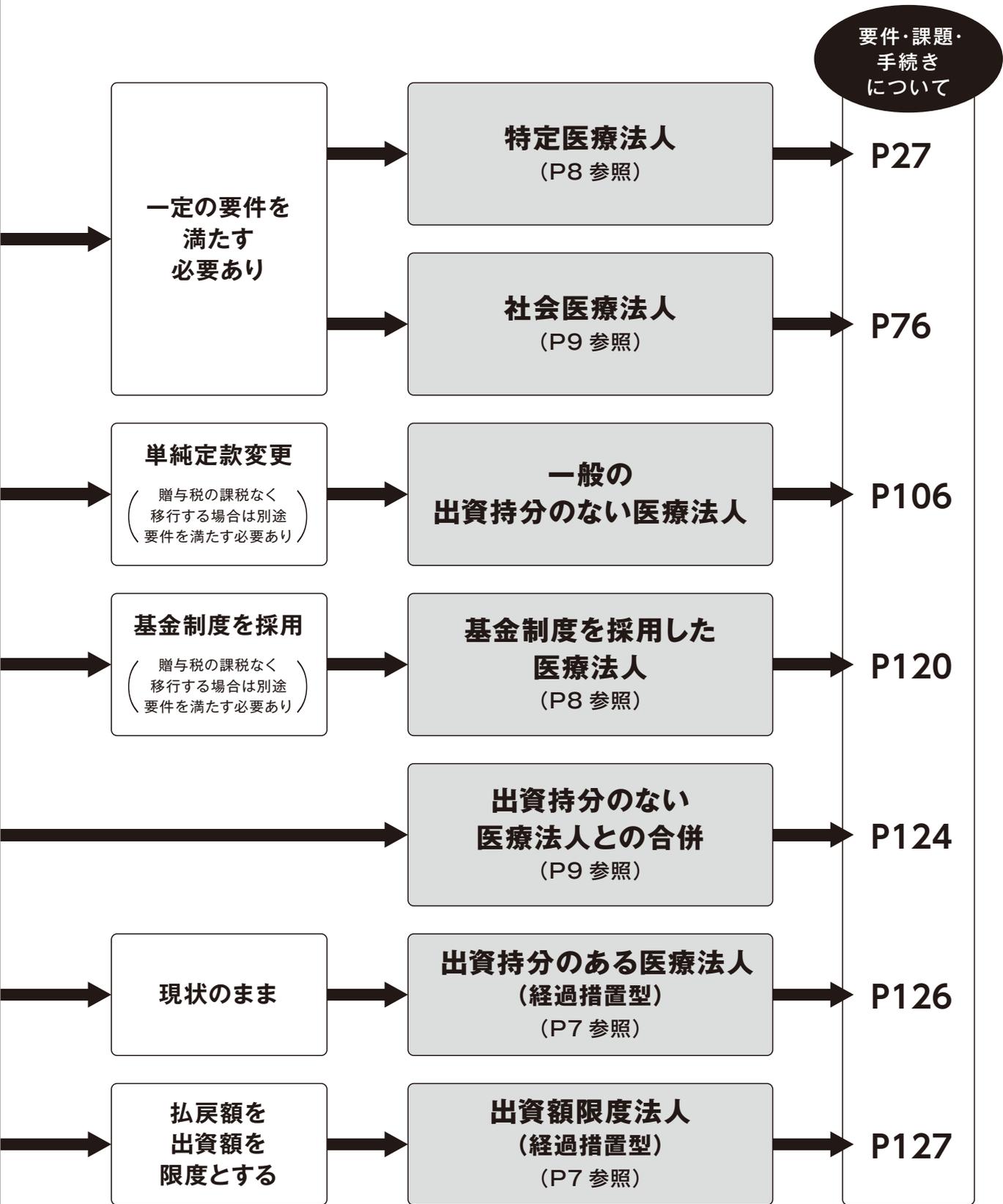
医療法人の選択肢

今後のあなたの医療法人にとって、どのような選択肢があるのか確認しましょう。また、そのための問題や条件、移行手続きについて、それぞれの法人類型ごとに解説します。

あなたの医療法人はどうしますか。

出資持分のない医療法人への円滑な移行にも様々な選択肢があります。下記の図は本マニュアルで取り上げた選択肢を示しています。あなたの医療法人の現状を分析し、候補となる類型の医療法人を確認しましょう。その上で、興味ある選択肢について該当頁でより詳しく検討しましょう。



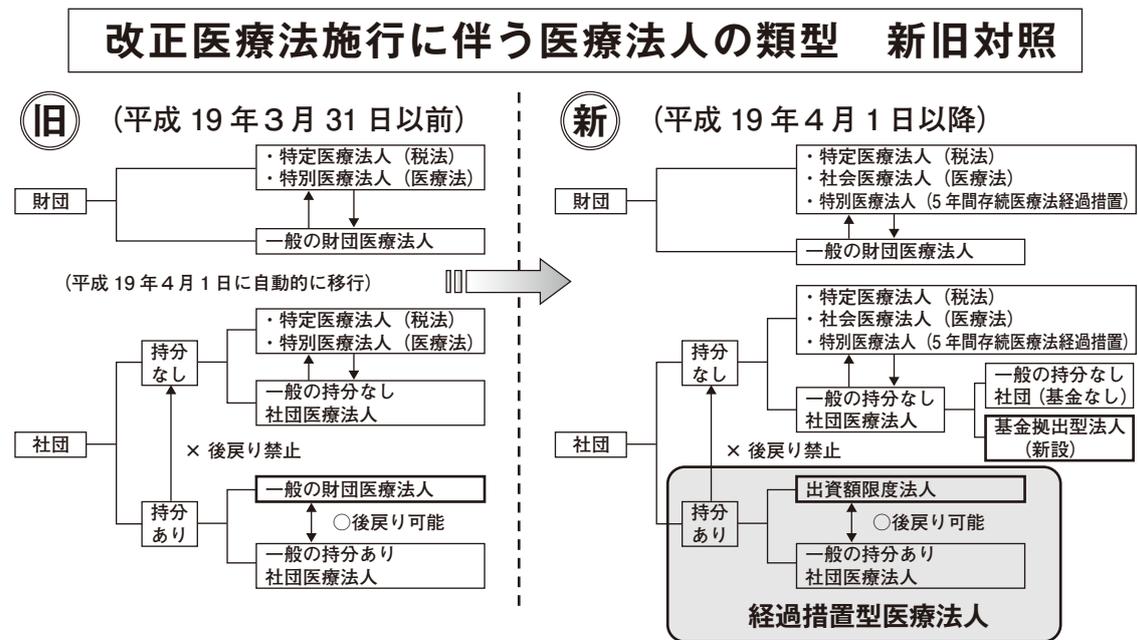


第1章

医療法人の基礎知識

医療法人の基礎知識① ～医療法人の類型～

医療法人とは、病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的として、医療法の規定に基づき設立される法人です。医療法人の類型については、統一された呼称があるわけではありませんが、ここでは、代表的と思われる呼称を用いてその概要を解説します。次の図表は、現在の医療法人の類型を一覧に示したものです。



出所：青木恵一「医療法人の設立・運営・承継と税務対策」を一部改変

① 法人としての形態に着目した類型

医療法人の最も基本的な区分として、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があります。

このうち、社団たる医療法人が医療法人全体の大多数を占めているのが現状です（平成 22 年 3 月末現在では、全医療法人のうち 99.1% 以上が社団たる医療法人）。

なお、医療法人の名称には、よく「医療法人社団」という言葉が用いられていますが、これは、社団たる医療法人であることを示すものです。

② 社団たる医療法人の類型

社団たる医療法人（以降、社団医療法人）は、出資持分の有無という観点から、「出資持分のある医療法人」と「出資持分のない医療法人」に区分することができます。

また、出資持分のある医療法人の中には、「出資額限度法人」という類型があり、出資持分のない医療法人の中には、「基金制度を採用した医療法人」という類型があります。

③ 医療法や税法に基づく特別な類型

医療法を根拠とする「社会医療法人」、租税特別措置法を根拠とする「特定医療法人」という特別な類型があります。

これらは、医療法や租税特別措置法が要求する厳格な要件をクリアした医療法人のみが成ることのできる類型で、いずれも出資持分はありません。

※上記に示したもの以外に、「特別医療法人」という類型もありますが、平成24年3月31日をもって廃止されることになっているため、ここでは割愛します。

それでは、以下に具体的な医療法人の類型ごとに解説します。

●出資持分のある医療法人

社団医療法人であって、その定款に出資持分に関する定め（通常は、①社員の退社に伴う出資持分の払戻し、及び、②医療法人の解散に伴う残余財産の分配に関する定め）を設けているものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正により、出資持分のある医療法人の新規設立はできなくなりましたが、既存の出資持分のある医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、これらは「経過措置型医療法人」と呼ばれることもあります。

このような経過措置型医療法人は、平成22年3月31日現在、社団医療法人の93.3%を占めています。

●出資額限度法人

出資持分のある医療法人であって、社員の退社に伴う出資持分の払戻しや医療法人の解散に伴う残余財産分配の範囲につき、払込出資額を限度とする旨を定款で定めているものをいいます。

出資額限度法人は、出資持分のある医療法人の一類型ですが、医療法人の財産評価額や社員の出資割合にかかわらず、出資持分の払戻請求権及び残余財産分配請求権の及ぶ範囲が、当該社員が実際に出資した額そのものに限定される点に特徴があります。

●出資持分のない医療法人

社団医療法人であって、その定款に出資持分に関する定めを設けていないものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正により、社団医療法人を新規設立する場合は、出資持分のない医療法人しか認められないことになりました。

●基金制度を採用した医療法人

出資持分のない医療法人の一類型であり、法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより、基金の制度を採用しているものをいいます。基金拠出型法人などと呼ばれることもあります。

平成19年施行の第五次医療法改正で新たに導入された類型であり、基金の拠出者は、医療法人に対して劣後債権に類似した権利を有するに過ぎません。

第五次医療法改正後に医療法人を新設するケースにおいては、基金制度を採用した医療法人の形態をとることが一般的になっていると思われます。なお、後述の社会医療法人や特定医療法人は基金制度を用いることはできませんので、基金制度を採用した医療法人が、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合には、基金を拠出者に返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要になります。

※基金とは：社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して医療法施行規則第30条の37及び第30条の38並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいいます。

出資持分のある医療法人から基金制度を採用した医療法人へ移行する場合、もともとの出資額にその時の時価評価額を使うと配当所得が発生する場合があるので注意が必要です。

●特定医療法人

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人をいいます。昭和39年に創設された類型で、社団医療法人でも財団医療法人でも承認対象となり得ますが、社団医療法人については、出資持分のない医療法人であることが必要です。

後出の社会医療法人同様、承認の要件は厳格ですが、国税庁長官の承認を得られれば、法人税の軽減税率が適用されるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。

●社会医療法人

医療法人のうち、医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものをいいます。

平成19年施行の第五次医療法改正において新設された類型で、社団医療法人でも財団医療法人でも認定対象となり得ますが、社団医療法人については、出資持分のない医療法人であることが必要です。

社会医療法人の認定要件は厳格ですが、その認定を受けると、本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、医療法第42条の2第1項柱書に定める収益業務を行うことも認められます。

参考：医療法人の合併とは

法定の手續に従い、当事者たる医療法人の一部又は全部が解散し、清算手續を経ることなく、その財産を包括的に存続医療法人（吸収合併の場合）又は新設医療法人（新設合併の場合）に移転するとともに、その社員が存続医療法人又は新設医療法人の社員となる組織再編行為です（医療法第57条以下）。

合併は、医療法に定められている医療法人の唯一の組織再編行為であり、①当事医療法人のうちの一つが存続し、他の当事医療法人が解散する「吸収合併」と、②当事医療法人の全部が解散し、それと同時に新たな医療法人が設立される「新設合併」の2種があります。

合併は、社団医療法人相互間、及び、財団医療法人相互間においてのみ可能であり、社団医療法人と財団医療法人との間での合併はできません（医療法第57条第1項及び第2項）。

医療法人の合併における組織形態

		合併法人			
		社団		財団	
		持分あり（経過型）	持分なし		
被合併法人	社団	持分あり（経過型）	持分あり（経過型） 又は持分なし選択可	持分なし	×
		持分なし	持分なし	持分なし	×
	財団	×	×	財団	

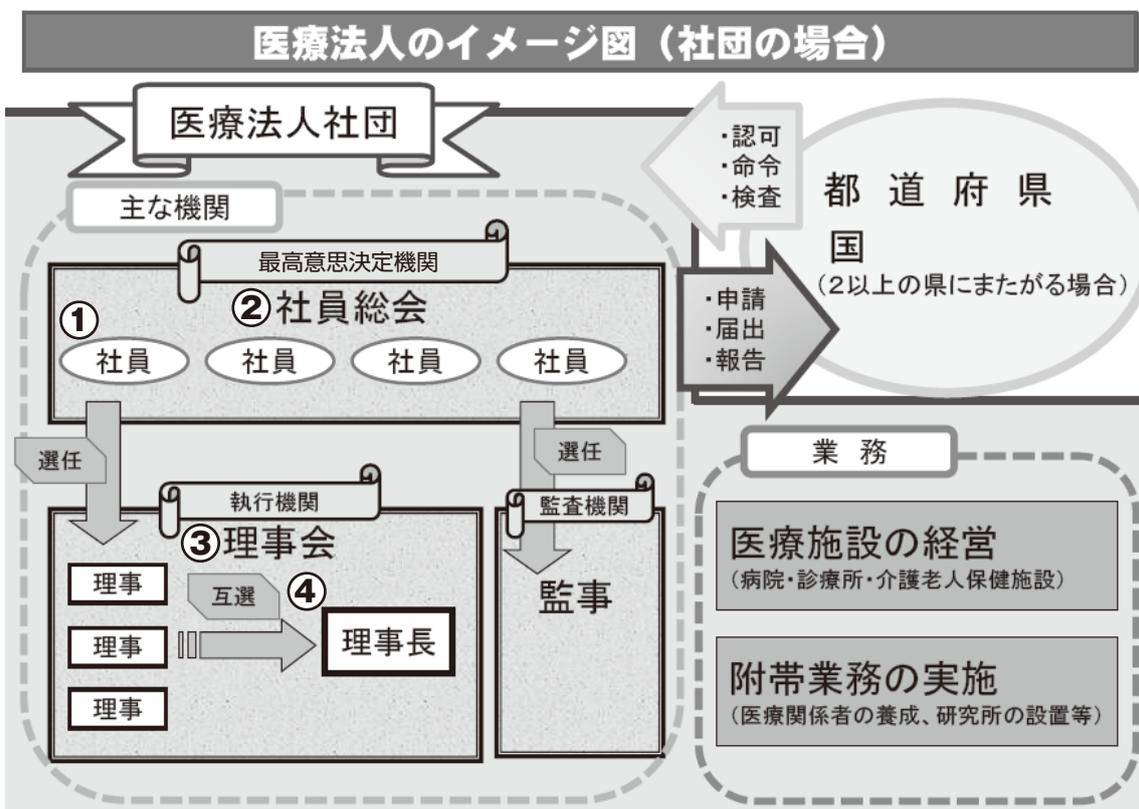
医療法人の基礎知識②

～医療法人の管理運営に関わる基礎知識～

それでは続いて、社団医療法人の構成及び管理運営面に関する基礎知識を確認しましょう。社団医療法人とは、その実体が社団（一定の目的のもとに結合した人の団体）である医療法人をいいます。社団医療法人には、構成員である社員のほか、医療法の定めにより、社員総会、理事・監事、理事長などが置かれることになっています。また、後記のとおり、理事会も設置されているのが一般的です。

最もポピュラーな「社団」といえば株式会社であると思われませんが、社団医療法人の基本的なガバナンスの仕組みは株式会社に類似しており、社員→株主、社員総会→株主総会、理事→取締役、理事会→取締役会、監事→監査役、理事長→代表取締役と置き換えてみると、イメージが掴みやすいでしょう。ただし、株式会社においては、社員権（株主権）を細分化した割合的単位である株式が存在し、これと社員（株主）の地位が不可分に結合しているのに対し、社団医療法人には株式に相当する概念が存在しないなど、両者には大きな相異も存在します。

社団医療法人における、社員総会と社員、理事会と理事の関係性を表した図表が次の「医療法人のイメージ図」です。



出所：厚生労働省 社会保障審議会資料より

以下に、社団医療法人を構成する要素を解説します。

●社員（イメージ図①）

社団医療法人の構成員をいいます。

社員たる資格の得喪については、定款で規定されることになっています（医療法第44条第2項第7号）。

なお、出資持分のある医療法人においても、社員の地位は出資持分と結合しておらず、出資持分を全く有しない社員も存在し得ます。

●社員総会（イメージ図②）

社員によって構成される合議体で、社団医療法人における最高意思決定機関です（医療法第48条の3第7項等参照）。

社員総会においては、株式会社等のような資本多数決の原理はとられておらず、社員は出資持分の有無や額等に関わりなく、1人1個の議決権を有します（医療法第48条の4第1項）。

●理事・監事

医療法人に設置が義務づけられている役員であり、その員数は、理事が原則3名以上、監事が1名以上とされています（医療法第46条の2第1項）。

医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決することとされていますが（医療法第46条の4第3項）、理事による合議等のための機関として、理事会が設けられているのが一般的です。

他方、監事は、医療法人の業務・財産状況の監査等を行います（医療法第46条の4第7項）。

なお、社団医療法人の場合、旧厚生省・厚生労働省のモデル定款に準拠し、理事・監事を社員総会において選任することとしているのが通常です。

●理事会（イメージ図③）

理事によって構成される合議体です。

医療法上の機関ではありませんが、旧厚生省・厚生労働省のモデル定款や寄附行為例にも定めがあることから、多くの医療法人において設置されています。

●理事長（イメージ図④）

医療法人を代表し、その業務を総理する理事であり（医療法第46条の4第1項）、社員総会の招集権限等も有しています。理事長は、通常、理事の互選により選出されますが、原則として、医師又は歯科医師である理事のうちから選出される必要があります（医療法第46条の3第1項）。ただし、都道府県知事の認可を受ければ、医師又は歯科医師以外の理事でも理事長になることができます。

医療法人の基礎知識③ ～出資と出資者について～

出資者とは、社団医療法人の設立時もしくは設立後に出資を行った者です。

社員と出資者は必ずしも一致しません。出資をしなくても社員となれます。

出資持分の相続を受けたものが社員でないとする問題が生じますので、注意が必要です。一般的には、相続を受けていながら、社員となれない場合、遡って被相続人の出資持分の払戻請求が起きる可能性がありますので、事前の話し合いが必要です。

●出資持分とは

社団医療法人に出資した者が、当該医療法人の資産に対し、出資額に応じて有する財産権をいいます（ただし、前記のとおり、社団医療法人であっても、出資持分が存在しないものや、出資持分の及ぶ範囲が制限されているものもあります。）。

出資持分は、経済的価値を有する財産権であり、定款に反するなどの事情がない限り譲渡性が認められ、贈与税や相続税の課税対象ともなり得ますが、定款の規定に基づく払戻請求権や残余財産分配請求権として行使されるのが最も典型的な権利の発現形態であるといえます。

なお、出資持分は、株式等とは異なり、社員の地位と結合した概念ではないことに注意が必要です。

●出資持分の放棄とは、以上のような財産権を放棄することを意味します。

●出資持分の払戻請求権

社団医療法人において、出資持分を有する者が、当該医療法人の定款の定めに基づき、当該医療法人に対して、自己の出資持分に相当する財産の払戻しを求めることができる権利であり、「出資持分の返還請求権」などと呼ばれることもあります。

出資持分の払戻請求権に関する定款の定めとしては、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」という旧厚生省の〔改正前〕社団医療法人モデル定款第9条と同趣旨の規定が置かれているのが通常ですので、出資持分の払戻請求権は、出資を行った社員が退社した場合に発生するのが一般的であるといえます。また、上記モデル定款と同趣旨の定款規定が存する場合、出資持分の払戻請求権の金額は、退社時点における当該医療法人の財産評価額に、同時点における当該退社社員の出資割合を乗じて算定されることとなります（ただし、当該退社社員が中途入社しているケースにおいては、別の考え方もあり得ます。）。

なお、定款の定めにより、出資持分の払戻請求権の上限が払込出資額そのものに限定されていることもあります（前出の出資額限度法人）。

●出資持分の払戻しに伴う課税関係

出資持分の払戻額から当該出資持分に係る払込済出資額を差し引いた金額は配当所得とされ、払戻しを行う医療法人は、かかる配当所得の20%相当額を源泉所得税として納付しなければなりません。

また、出資持分の払戻しを受けた者は、上記の配当所得につき、他の所得と一緒に確定申告を行う必要があります。

なお、出資持分のある医療法人の設立後に追加出資や出資持分の払戻しが行われて出資総額の増減が生じた場合は、その後における出資持分の払戻しの際に一部譲渡所得の生じることがあります。

●出資持分と相続税

出資持分については、社員の退社に伴う払戻しや医療法人の解散に伴う残余財産の分配が生じ得ることから、財産価値を有するものとして、相続税の課税財産に含めることとされています。

医療法人の財産状況等によっては、出資持分の相続財産としての評価額が巨額に上る可能性もあり、そのような場合には、医療法人の円滑な事業承継が阻害されることにもなりかねません。

●出資持分のない医療法人への移行に伴う贈与税

出資持分のある医療法人が定款変更を行って出資持分のない医療法人に移行する際に、出資持分を有する社員がその出資持分を放棄した場合、一定の要件を満たさないときは、相続税法第66条第4項の規定により、当該医療法人に贈与税が課税されることになります。

このような贈与税の課税問題は、出資持分のない医療法人への移行を検討する際、大きな障害要因となる可能性があります。

第2章

課題の確認

ある病院を経営する医療法人では出資持分をめぐりこんな問題が起きています。

病院を経営する医療法人事例1

昭和34年に設立された医療法人社団に、設立から11年を経過した昭和45年、50万円を出資し、入会したA社員がいました。その後、このA社員は昭和63年にその医療法人を退社し、自らが出資した50万円に相当する出資持分の払戻しとして約5億円の請求がなされましたが、裁判所は設立後に出資を行って入会した場合には当該出資時における医療法人の資産総額に当該社員の払込済出資額を加えた額に対する当該出資額の割合によるとして、最終的には約600万円の払戻しを命じました。それでも、50万円が18年後に12倍の約600万円になる訳ですから、医療法人に残って頑張る社員にとっては納得がいきません。これが、途中出資でなく、当初より50万円を出資していたなら、それこそ約5億円相当を払戻すこととなり、医療法人経営は維持できなくなります。

いずれにしても、この裁判では社員に払戻すべき金額は、退社した時点での医療法人の純資産に対し、出資額に応じた額としたことです。当初の出資した金額を限度とはしていません。

この裁判では、出資持分の払戻しは、50万円の出資で約5億円の払戻しが起きる可能性があることを示唆しています。払戻しは、現金でおこなわれますが、医療法人にとって、多額の現金預金を手元に保管しているところは多くはありません。大半の場合、医療機器や建物等設備の資金に注ぎ込まれています。払戻しに応じる場合、銀行等から借入をするか、資産を売却する等の対策が必要です。出資持分の払戻しは、医療法人経営を圧迫します。

病院を経営する医療法人事例2

医療法人で、それまでの理事長が他界され、相続が開始されました。その際の医療法人の出資持分評価額は、約37億5,000万円となり、その出資持分を相続した奥様は、相続税支払いのため、医療法人の出資持分の払戻しを請求しました。しかし、医療法人側では、出資持分の払戻しを請求されたら、多額の払戻しになり、医療法人経営が立ち行かなくなるとの判断から、理事長が他界される前に、出資額を限度として払戻すとの定款変更を行っていました。そのため、医療法人側が主張する出資払戻額は、約1,000万円でした。払戻すべき金額の話し合いが成立しないため、裁判が行われ、結果としては、その定款変更は有効との判断から、払戻すべき金額は約1,000万円となりました。

本来はこれで決着なのですが、税務上、残存社員がいる場合の贈与税の課税あるいは残存社員がいないのであれば、医療法人を個人とみなした贈与税の課税問題はどうかといった疑問は残されたままになっています。

この事例では、払戻すべき金額は出資額を限度とする定款変更が行われており、その有効性が争われた案件でしたが、もし、この定款変更がなされていなければ、1000万円ではなく、約37億5,000万円の払戻しをしなければなりません。一件落着なのですが、同時に、もう一つの問題が生じています。つまり、差額37億4000万円の払戻しをしないで良かった金額についての課税上の問題です。通常、残った出資社員あるいは医療法人に対して贈与税の課税問題が生じていることです。医療法人に贈与税が課税されるとなると、18億円以上の贈与税の支払いとなります。それはそれで問題です。

診療所ではこんな事例もありました。

診療所を経営する医療法人事例3

承継者の父は有床診療所を経営していましたが3年前に他界し、承継者は相続の申告を終わらせました。その医療法人は毎期経常利益2,000万円を計上しており、歴史もあり、土地も広いため、医療法人の出資持分評価額は3億円です。承継者の父である前理事長が個人で所有する物納可能な土地の評価額が約1億円、その他預金4億円で、総額の相続財産は8億円です。相続人は、次期理事長である承継者と他家に嫁いだ姉が2人でした。相続税の総額は、3億1,300万円で、承継者は医療法人の出資持分を全額相続し、その納税用に物納用土地とその他資産のうち、預金1億円を相続することとなりました。そのため、承継者が負担すべき相続税額は約2億円となったため、1億円は土地を物納し、残り1億円は相続した預金で支払いました。承継者の手元には医療法人の出資持分3億円が残りました。姉たちはそれぞれ1億5,000万円の相続を受けて5,600万円の納税をすることとなったので、手元には1億円相当の財産を手に入れることが出来ました。承継者には解散時にしか手に入れることの出来ない出資持分が残った結果となり、承継者は納得していません。

診療所で金額が少ないといっても、それは病院と比べての数字で、1億円という数字はその規模からいうと大きな数字です。姉たちはその1億円を手にしりましたが、承継者は、医療法人を引き継ぐだけとなりました。それを平等と思うか、それとも不平等と感じるかは、相続人たちで話し合うべき問題なのでしょう。

「医療法人の出資持分は、創設者や理事長にとっては、自分の努力で築いてきた財産ともいえるでしょう。しかし、その財産価値は、法人を解散したり、売却したりするまで実現しません。また、現金化するために解散するなどということも、そこに患者、スタッフがいるのであれば、とても容易に実行できるものではありません。

医療法人の経営の安定化にとって大切なのは、自己資本の充実です。自己資本の充実によって、医療の充実のためにさまざまな投資が可能になり、将来の安定化につながります。

一方で、出資持分の払戻請求は、この自己資本充実の原則から外れますし、結果として経営を危うくさせます。以上のような問題が起きないようにするために、出資持分のない医療法人への移行を検討する前提として、まずは、出資持分のある医療法人において、出資持分が法人経営にどのような影響を及ぼし得るのか、①払戻請求（第2章第1節）、②相続（第2章第2節）の課題を見ていきましょう。」

第 1 節 出資持分払戻請求権を行使された場合の影響度の算定

すでに「医療法人の基礎知識」でも説明した通り、医療法人の定款に、出資持分の払戻請求権について、どのように記載されているかを確認しなければなりません。一般には、定款第 8 条もしくは第 9 条に「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と記載されていることが多いと思われます。

そうした記載のない医療法人及び「社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。」と記載されている医療法人は除きます。ちなみに、前者を出資持分のない医療法人と呼び、後者を出資額限度法人と呼んでいます。

POINT

- ① 自法人の出資持分の払戻し請求権が定款にどのように記載されているか確認
- ② 経営陣・親族間での意見対立が起こった場合に備えて、判断基準（経営理念等）を明確にしておく
- ③ 出資持分の払戻請求を受ける可能性があるとするれば、法人経営における影響度を試算しておく

出資持分払戻請求権とは、通常①社員資格を喪失したものが、②その出資額に応じて、③法人の資産からの払戻しを請求することができるというものです。なお、出資額に「応じて」払戻すことは医療法人の任意になります。

(厚生労働省モデル定款)

第 9 条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

⇒第 1 章 医療法人の基礎知識③ P12「出資持分の払戻請求権」を参照

<出資額に「応じて」とは？>

社員資格の喪失とは、これも医療法人の定款に定められていると思いますので確認してください。一般には、除名、死亡、退社によるとされており、除名の場合には相当の理由に基づき社員総会で過半数の議決が必要になりますが、退社の場合は、その社員の意思に基づいて「やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。」とされています。モデル定款では、理事長が同意しない場合を想定していませんが、一般論として、その社員の意思が尊重されるべきといえます。つぎに、「その出資額に応じて」と記載されているものは、「出資額全体のうちのその退社する社員の持ち分割合に応じて」と理解されます。ですから、例えば資本金 400 万円のうち 200 万円を出資している、あるいはその出資分を引き継いだ場合には 50%の出資持分があると考えます。

＜医療法人の存続を第一に事前の準備を＞

以上のことから、出資者であれば、出資持分を払戻し請求することができることとなりますが、多くの方はその医療法人の存続を第一に考え、出資持分の払戻しにより、医療法人の経営を圧迫したくないと思っています。

しかし、これまでの例をみると、医療法人経営に直接関与していない出資者あるいは医療法人経営等をめぐる意見の対立により退社した出資者から、出資持分の払戻し請求権を行使されることがあるようです。兄弟間での意見対立や共同経営者間の意見対立などが見られます。とりわけ、兄弟間での意見対立は、親という仲介者がいる場合には決定的な対立にはならなくても、親が他界した後では、深刻な対立になる場合が多いようです。

つまり、現出資者が相続対策として、兄弟平等に出資持分を相続する旨を遺言しても、もしくは遺言がなく出資持分をそれぞれが平等に相続したとしても、将来の禍根を残してしまう可能性があります。兄弟間の対立を回避する対策としては、意見対立が生じた場合、判断の基準を経営理念あるいは経営哲学として定めておくのも良い考えです。いつでも出資持分の払戻し請求を受ける可能性があるとするれば、その際の払戻すべき金額を試算しておく必要があります。計算方法については、様々な議論がありますが、代表的な意見を記載しておきます。

出資持分払戻額算定に用いる計算例

この払戻し金額は、社員間の話し合いで決めるべきものですが、その金額により、残存出資社員への贈与税の課税が起きることもあり、または医療法人に贈与税の課税が生じる場合もあります。

参考として計算例を以下に表示します。

イ、時価評価に基づく純資産額から、その持分の割合にて算定する原則的方法。 (出資持分の払戻しを巡る平成22年4月8日最高裁判決)
ロ、相続税財産評価基本通達に基づいた類似業種比準価額を援用して算出する方法。
ハ、相続税財産評価基本通達に基づいた純資産評価額をもとに算出する方法。
ニ、時価純資産方法で算出し、一定の減額率を乗じて求める方法。

上記算定方法により、払戻しを行った場合、その社員に対しては配当所得としての所得税の課税あるいは贈与税の課税、退社せずに残った出資社員に対しての贈与税の課税、または当該医療法人への贈与税の課税が生じる場合、あるいはまったく課税問題が生じない場合があるので、実態に即し、課税庁との事前打ち合わせが望まれます。

一般に、出資評価額が当初の出資額より多い場合には配当所得が課税されます(注1)。また、ニについては、退社せずに残った出資社員に対して贈与税の課税が生じる場合があります。ニで、退社せずに残った出資社員がいない場合、その医療法人に贈与税の課税が生じる場合があります。課税については、事前の検討が必要です。

(注1)一部譲渡所得に該当するものがあります。

具体的な計算について考えてみましょう。以下の数値はある病院を経営する医療法人の実際の数値です。

貸借対照表

単位：千円

借 方		貸 方	
流動資産	807,958	流動負債	418,548
固定資産	959,197	固定負債	63,958
うち土地	271,217		
うち建物	568,121		
無形固定資産	0	資本金	4,000
繰延資産	1,099	繰越利益	1,281,748
借方合計	1,768,254	貸方合計	1,768,254

法人税申告書 別表5(一) 利益剰余金 1,290,344 千円

別表4 所得金額 113,323 千円

この法人の①時価純資産評価額(上記のイ)、②相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産評価額(上記のハ)、③相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額(上記のロ)、をそれぞれ算出して、比較してみましょう。

時価純資産評価方式では、土地や建物については不動産鑑定士の評価により、その他の資産も適正な鑑定による時価により評価しなすこととなります。相続税法上の純資産評価額の場合、特段に劣化しているなど特別の事情がない場合、基本通達に定める方法、例えば土地であれば路線価に基づく方法や建物であれば固定資産税評価額などを利用して計算します。

従業員100人以上の病院での出資持分評価の違い(100人以下では計算方法が変わります) 単位：千円

借 方				貸 方			
勘定科目	決算書	時価純資産	相続税評価	勘定科目	決算書	時価純資産	相続税評価
他流動資産	806,258	806,258	806,258	流動負債	418,548	418,548	418,548
前払費用	3,500	0	0	固定負債	63,958	63,958	63,958
貸倒引当金	▲1,800	0	0	負債合計	②482,506	③482,506	④482,506
流動資産計	807,958	806,258	806,258				
建物	568,121	381,600	480,320				
土地	271,217	642,600	546,210				
他固定資産	119,859	113,295	119,859				
固定資産計	959,197	1,137,495	1,146,389	資本金	4,000	4,000	4,000
繰延資産	1,099	0	0	繰越利益	1,281,748	1,281,748	1,281,748
資産合計	①1,768,254	①a1,943,753	①b1,952,647	負債資本合計	1,768,254	1,768,254	1,768,254

※1) 前払費用や貸倒引当金は、時価評価・相続税評価それぞれで加味しません。

※2) 土地や建物について、時価純資産評価は不動産鑑定士の評価により、相続税評価は固定資産税評価額や路線価を使い評価しています。

※3) 時価評価のうち、他固定資産の中にある車両等一部の器具備品は、著しく劣化しているため業者評価を援用して算出しています。

(・定款にて出資1口50円である旨の定めのある場合)

時価純資産評価方式

$$\text{出資50円当りの評価} = (\text{㉔} - \text{㉓}) \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) = \underline{18,266 \text{円}}$$

つまり、365.32倍となります。

財産評価基本通達による純資産評価

$$\begin{aligned} \text{出資50円当りの評価} &= H \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) = \underline{17,339 \text{円}} \\ E &= \text{㉖} - \text{㉔} = 1,470,141 \text{千円} \\ F &= \text{㉑} - \text{㉒} = 1,285,748 \text{千円} \\ G &= (E - F) \times 0.45 = 82,976 \text{千円} \quad (\text{含み益に係る法人税等分}) \\ H &= E - G = 1,387,165 \text{千円} \end{aligned}$$

財産評価基本通達による類似業種比準価額

$$\text{出資50円当りの評価} = \text{㉙} \times \left\{ \frac{\text{㉗}}{\text{㉘}} \times 3 + \frac{\text{㉕}}{\text{㉚}} \right\} \div 4 \times 0.7 = \underline{10,560 \text{円}}$$

$$\begin{aligned} \text{イ} &= \text{類似業種の出資50円当たりの株価} && 165 \text{円} \\ \text{ロ} &= \text{類似業種の出資50円当たりの年利益金額} && 15 \text{円} \\ \text{ハ} &= \text{当該病院の出資50円当たりの年利益金額} && 113,323 \text{千円} \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) \\ & && = 1,416 \text{円} \\ & && (\text{法人税別表4の所得金額を利用}) \\ \text{ニ} &= \text{類似業種の出資50円当たりの純資産価額} && 196 \text{円} \\ \text{ホ} &= \text{当該病院の出資50円当たりの純資産価額} && 1,294,344 \text{千円} \div (400 \text{万円} \div 50 \text{円}) \\ & && = 16,179 \text{円} \\ & && \text{資本金等の額} + (\text{法人税別表5(一)の利益剰余金額を利用}) \end{aligned}$$

*類似業種の各数値は、国税庁より発表されるものを使います。ここでは平成22年12月を利用。

類似業種比準価額が最も低い金額となりますが、これは一般に相続あるいは贈与の際の税金計算に利用します。お互いの話し合いの中で、出資持分払戻額をこの類似業種比準価額に設定すると、残存出資社員に対する贈与税課税も生ぜず、話し合いが進むこともあるようです。

例えば、100万円分の払戻し金額は、類似業種比準価額で、2億1,120万円ですが、時価純資産価額では3億6,532万円と、1億5,412万円も違います。話し合いがつくのであれば、病院存続を前提に、類似業種比準価額にて折り合いを付けるのも一考です。

払戻しをおこなった場合の医療法人もしくは残存出資社員に対する課税関係

前述した「時価純資産価額」による計算も、「相続税法上の財産評価基本通達に基づく純資産価額」による計算も、「相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額」による計算も、それらに沿って計算されていれば、残存出資社員への課税関係は生じません。ところが、これらの方法によらず、前述各計算よりも低い価額で払戻すと、残った社員、すなわち残存出資社員への適正な価格との差額に対する「贈与税」の課税が生じる場合があります。逆に高い価額で払戻すと、払戻しを受けた人が利益を得たとして、こちらも「贈与税」課税の生じる場合があります。

また、払戻請求権の行使を受けて、出資している社員が居なくなり、出資していない社員が居る場合、払戻しをした時点で、出資持分のない医療法人になります。出資持分のある医療法人には戻れません（医療法施行規則第 30 条の 39 第 2 項）。さらに、社員が全員、出資持分の払戻しを受けて、退社した場合、その時点でその医療法人は解散したものとなります（医療法第 55 条）。

解散した場合は、残余財産の処分が問題になり、それにより課税関係が変わります。問題は、前者の出資持分のない医療法人として存続した場合ですが、その際、相続税法第 66 条第 4 項の適用を受けて、贈与税を課税される場合があります。いずれにしる、注意が必要です。

出資持分の払戻しを受けた人の課税関係

この医療法人の出資持分は 3 人が所有しています。理事長が 200 万円、理事長の姉妹がそれぞれ 100 万円ずつ所有しています。この姉妹のうち一人が払戻しを請求してきた場合の支払金額は、社員間あるいは社員総会で話し合っただけで計算方法を決めなければなりません。仮に、最も低い金額である相続税法上の財産評価基本通達に基づく類似業種比準価額となった場合、払戻す金額は 2 億 1,120 万円です。このときの課税関係を見てみましょう。

この 2 億 1,120 万円の取得価格は 100 万円となります。従って、 $2\text{億}1,120\text{万円} - 100\text{万円} = 2\text{億}1,020\text{万円}$ が「配当所得」となり、他の所得と合算して確定申告をしなければなりません。

また、医療法人側は、その退社した人への配当所得ですから、配当所得の 20% の源泉徴収を行ってから、その手取りを支払うこととなります。つまり、 $2\text{億}1,020\text{万円} \times 20\% = 4,204\text{万円}$ を源泉徴収し、翌月 10 日までに所轄税務署へ納付します（納期の特例は出来ません）。そして、その払戻しを受けた人には、その額を差し引いた手取り 1 億 6,816 万円を支払います。

◆出資持分の払戻請求権の概要の整理

<p>1 確認事項</p>	<p>イ. 定款の記載は？ 「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払い戻しを請求することができる」という〔改正前〕社団医療法人モデル定款第9条と同趣旨の規定が置かれているか。</p> <p>ロ. 退社（社員権の喪失）</p> <p>ハ. 出資持分払戻請求権</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>医療法人経営に直接関与しない出資者もしくは今後の相続財産の分割協議にて出資持分を相続した者等から出資持分の払戻請求権の行使を受ける可能性はありますか？</p> </div>
<p>2 払戻請求権を行使された場合の金額を試算する。 (算定方法)</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>原則：社員間の<u>話し合い</u>で決めるが、</p> <p>イ. 時価評価に基づく純資産額から、その持分の割合にて算定する方法（最一小判平 22.4.8 裁時1505号8頁）</p> <p>ロ. 相続税評価通達に基づいた類似業種比準価額を援用して算出する方法</p> <p>ハ. 相続税評価通達に基づいた純資産評価額をもとに算出する方法</p> <p>ニ. 時価純資産方法で算出し、一定の減額率を乗じて求める方法</p> </div> <p>上記算定方法により、残存出資社員への贈与税の課税もしくは当該医療法人への贈与税の課税が生じる場合があるので、実態に即し、課税庁との事前打ち合わせが望まれる。</p>
<p>3 払戻請求権行使のもたらす影響度を判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●払戻請求権に対し、現金にて支払った場合の経営への影響を算定する。 ●話し合いその他の対応が可能かを検討する。

第2節 相続発生時における出資持分影響度の算定

出資者の相続も医療法人の経営危機を招く場合があります。その出資持分を相続しても、退社・払戻しを受けない限り、現金化できません。しかし、相続税を支払わなければなりませんので、その資金捻出が問題となります。

POINT

- ① 医療法人経営に直接関与しない者に出資持分を相続させた場合、将来、出資持分の払戻し請求権が行使される場合があるが、その場合のリスクと対策について検討する。
- ② 医療法人経営に関与する者に出資持分を相続させた場合、どのようにして相続税を支払わせるのか。相続税はいくらで、支払いは可能かどうか。
- ③ 兄弟で当該医療法人を継承させた場合、将来、兄弟間での争いが起こったときの対応策及び兄弟のいずれか一人が出資持分払戻請求権を行使した時の想定はしているか。

前頁の例で考えてみましょう。

出資者のうちの姉妹の一人が相続開始になったとします。この方は、母一人子一人だったとします。ただ、子供はすでに20歳を超えていて、医学部に進学中和仮定した場合の相続税を考えてみます。

相続の場合は、相続税財産評価基本通達で示されている純資産評価もしくは、類似業種比準価額の何れかの選択となりますが、この場合は、類似業種比準価額を選択します。そうすると、相続財産として2億1,120万円が加算されます。その他に、自宅等その他の財産が約2,000万円を加算して、相続税の計算を行います。

財産総額 2億3,120万円－ 葬儀費用等債務控除 220万円＝ 課税対象相続財産 2億2,900万円
課税対象相続財産 2億2,900万円－ 基礎控除 6,000万円＝ 課税遺産総額 1億6,900万円
課税標準 1億6,900万円× 税率 40%－ 控除額 1,700万円＝ **納付税額 5,060万円**

注) これらの計算は、平成23年3月1日現在適用されている相続税法により計算されています。

とてもこの状況で医学生が払える金額ではありませんから、出資持分の払戻請求が起こる可能性があります。仮に、この母が1億円の生命保険に加入しており、医療法人からは3,000万円の退職金があったとすると、計算は以下の通りとなります。(生命保険及び退職金それぞれ500万円の非課税枠があります。)

財産総額 3億5,120万円－ 葬儀費用等債務控除 220万円＝課税対象相続財産 3億4,900万円
課税対象相続財産 3億4,900万円－ 基礎控除 6,000万円＝ 課税遺産総額 2億8,900万円
課税遺産総額 2億8,900万円× 税率 40%－ 控除額 1,700万円＝ **納付税額 9,860万円**

これであれば、生命保険で納税が出来ることとなりますが、学費や生活費は退職金で賄うこととなります。

出資持分の相続税への影響の大きさを見て取れるかと思えます。

前の設例で、子供が二人の場合はどう計算するのでしょうか。子供が二人ということは、基礎控除が 7,000 万円になります。また、課税標準算出時に法定相続分をそれぞれ相続人に分けるものとして計算とします。

財産総額 3 億 5,120 万円－ 葬儀費用等債務控除 220 万円＝課税対象相続財産 3 億 4,900 万円
 課税対象相続財産 3 億 4,900 万円－ 基礎控除 7,000 万円＝ 課税遺産総額 2 億 7,900 万円
 課税遺産総額 2 億 7,900 万円 ÷ 2 人 = 各人別の法定相続分 1 億 3,950 万円
 各人別の法定相続分 1 億 3,950 万円 × 税率 40%－ 控除額 1,700 万円 = 3,880 万円
 相続税総額 3,880 万円 × 2 人 = **7,760 万円**

つぎに同じ病院の例で、理事長の相続が開始された場合を想定してみましょう。

理事長の家族構成は、配偶者と子供二人とします。生命保険が 2 億円、医療法人からの死亡退職金が 9,000 万円、その他自宅ほか 4,000 万円としましょう。先ほど算出した出資持分ですが、出資持分 50 円に対し、類似業種比準価額は、10,560 円ですから、この医療法人の出資持分の 50%を所有していますので、出資持分の評価額は、4 億 2,240 万円となります。同じように死亡退職金と生命保険には、それぞれにつき法定相続人一人当たり 500 万円の控除が利用できます。

財産総額 7 億 2,240 万円－ 葬儀費用等債務控除 208 万円＝課税対象相続財産 7 億 2,032 万円
 課税対象相続財産 7 億 2,032 万円－ 基礎控除 8,000 万円＝ 課税遺産総額 6 億 4,032 万円
 課税遺産総額 6 億 4,032 万円 × $\frac{1}{2}$ = 配偶者の法定相続分 3 億 2,016 万円
 3 億 2,016 万円 × $\frac{1}{2}$ = 子供各人毎の法定相続分 1 億 6,008 万円
 各人別（配偶者）の法定相続分 3 億 2,016 万円 × 税率 50%－控除額 4,700 万円 = 1 億 1,308 万円
 各人別（子供各人毎）の法定相続分 1 億 6,008 万円 × 税率 40%－控除額 1,700 万円 = 4,703 万円
 相続税総額 配偶者 1 億 1,308 万円 + 子供たち 4,703 万円 × 2 人 = 2 億 0,714 万円
 配偶者軽減後の総納付税額 **1 億 0,357 万円** （配偶者軽減を最大限活用した場合 相基通 19 の 2-7 の定めによる式で算出）

この場合は、生命保険で納税額をカバーしています。また、退職金もあるので、出資持分の払戻しまでは起きないと想定されます。

このように各人別に想定をしながら、その相続税の負担について検討を加えてから判断をすべきでしょう。

◆相続税発生時における出資持分影響度の算定の整理

相続発生時における出資持分影響度の算定

- ①直近決算終了時をもとに出資持分の相続税評価額を算定。
 - ・算定にあたっては、当該出資者への退職金があればその支払いを加味して算定。
- ②現出資者の相続が発生した場合、配偶者もしくは子等への出資持分の承継割合を事前に検討する。
 - ・医療法人経営に関与しない者が出資持分を相続した場合、将来、出資持分の払戻請求権が行使される場合があるが、その場合の対応を事前に検討する。
 - ・医療法人経営に関与する者が出資持分を相続する場合、その際に相続税の支払いが生じるのか、その支払いが生じる場合、相続税の支払いは可能なのか。
 - ・兄弟で当該医療法人を継承する場合、将来、兄弟間での争いが起こった場合の対応策及び出資持分払戻請求権が生じた場合の対応策を検討する。

第3節 理事等へ「特別の利益を与えること」について

出資持分のない医療法人（特定医療法人、社会医療法人含む）への移行にあたっては、理事、監事、社員あるいは評議員もしくは出資者、寄附者（以下理事等と呼ぶ。）に対し、正当な職務の対価以外に経済的利益を与えた場合は、贈与税の課税問題が生じます。

また、医療法上の配当禁止規定（医療法第54条）に抵触しますので、以下のような利益供与は禁止されています。

ここでは、通達から禁止されている事項に該当する主な行為を事例として列挙しました。条文はP25を参照ください。

この利益供与禁止規定に抵触する場合、要件を満たさないものとされ、特定医療法人、社会医療法人への移行はできません。また、出資持分のない医療法人、基金制度を採用した医療法人への移行は非課税要件を満たさないものとされ、その法人は、出資者が放棄した出資持分評価額の贈与を受けたものとして、贈与税の課税を受けることになります。

① **理事等だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸し付けがある。**

医療法人資産の目的外利用となり、認められません。社宅の場合は、社宅規定があり、職員と同様の取り扱いにて実施される福利厚生目的を除き、特定の者に対する利益供与となります。

② **理事等に対し、個人的な資金の貸し付け、いわゆる貸付金がある。**

貸付そのものが禁止とされています。医療法人の資金は、医療法人の目的に対して支払われるべきで、その余剰資金を理事等に貸し付けることは、明らかな利益供与となります。

③ **医療法人が所有する資産を、理事等に無償または著しく低い価格で譲り渡している。**

これも理事等に対する利益供与であり、実質的な利益配当を禁止する規定です。

④ **理事等が主宰する関連会社から資金を借り入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。**

ここでの問題は、通常より高い金利を払うことで、経済的な利益を与えるとともに実質的な利益配当に繋がることが認められないというものです。

⑤ **理事等から、過大な価格で資産の譲り受けを受ける、もしくは、医療法人の事業に使用しない資産を理事等から譲り受け。**

⑥ **医療法人の土地や建物に、理事等の個人的借入金の抵当権等が付いている。**

事実上の利益供与となります。例えば、ある理事が関与する企業もしくはMS法人と呼ばれる会社の借入金のために、医療法人の土地や建物に抵当権を設定したとします。仮に、この会社が借入金を返さないとすると、抵当権を設定した金融機関等は医療法人の土地や建物を差し押さえることとなります。医療法人の土地や建物に他人や他社の抵当権を設定するということは、医療法人の財産を差し押さえて良いと承諾しているものですから、医療法人の安定的運営からも決して認められないことです。

⑦ MS 法人等関連法人があり、入札等公正な手続きを取らず、不当に高額な取引をしている等、実質的な利益配当と見なされる取引をしている。

⑧ その他

理事等に対し、職務対価としてではなく、理事であることをもっての報酬の支払いは認められていません。また理事等に対し、経済的な利益の供与は禁止されていますので、注意が必要です。

[抜粋]

「贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて」(法令解釈通達)の一部改正のあらまし(情報)

(資産課税課情報 第14号 平成20年7月25日 国税庁資産課税課)

◆特別の利益を与えること

16 法施行令第33条第3項第2号の規定による特別の利益を与えることは、具体的には、例えば、次の

(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。

(1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合
イ 贈与等をした者

ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等

ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等(以下16において「贈与等をした者等」という。)の親族

ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者(次の(2)において「特殊の関係がある者」という。)

(イ) 贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ロ) 贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(ニ) 贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社

(ホ) 贈与等をした者等、その親族、上記(イ)から(ハ)までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ヘ) 上記(ニ)又は(ホ)に掲げる法人の会社役員又は使用人

(2) 贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合

イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。

チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け(当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。)をすること。

リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(説明) 平成20年度税制改正において、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」の判定基準が法施行令第33条第3項において明記された。

通達16においては、法施行令第33条第3項第2号に規定する特別の利益を与える者の範囲を留意的に示すとともに、どのような場合が特別の利益を与えることとなるかについて例示的に明らかにした。

第3章

医療法人の選択肢

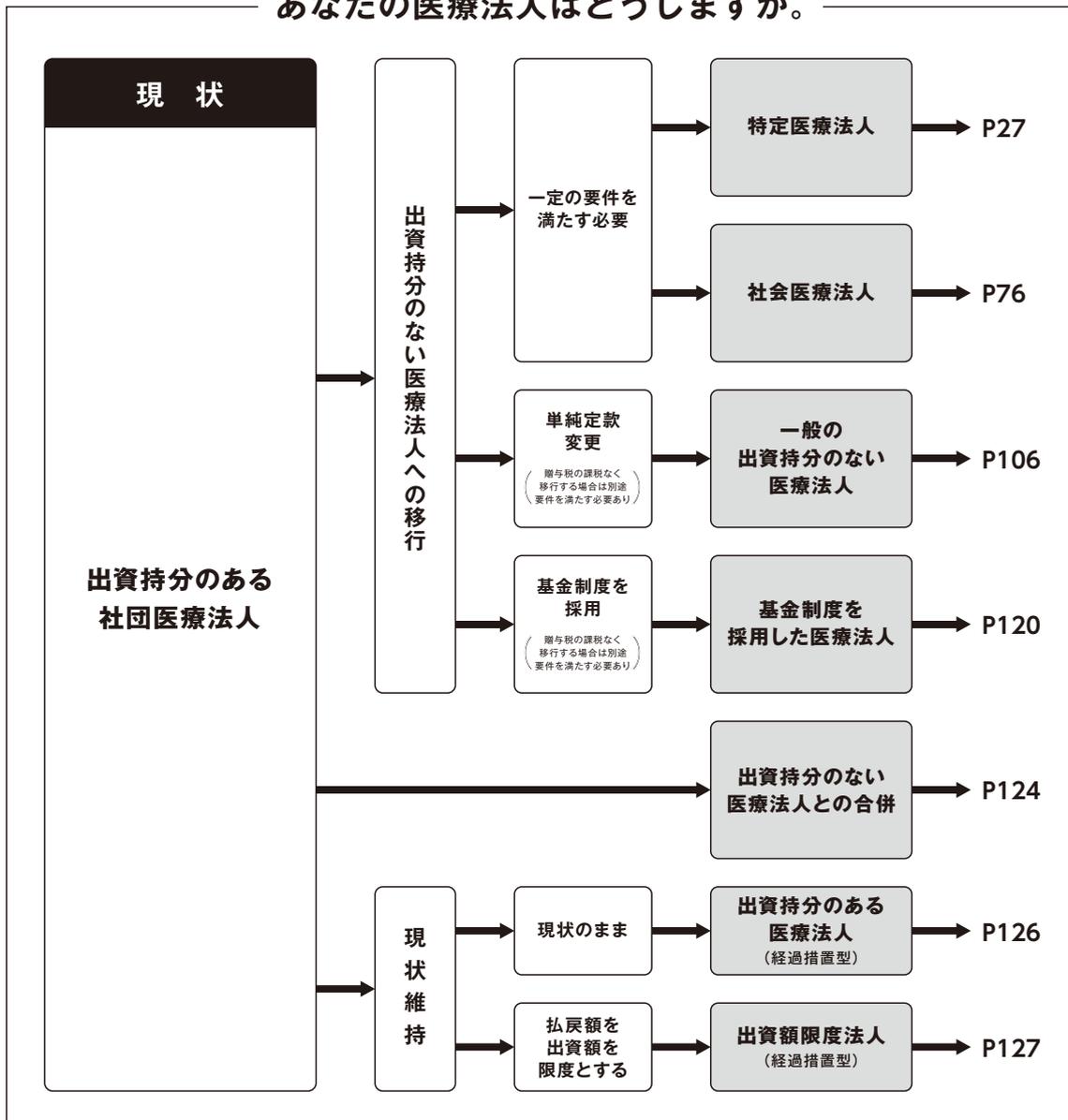
第一章、第二章を通して医療法人の出資持分をめぐる課題を整理してきました。

このような出資持分の課題を解決するための手段のひとつに、出資持分のない医療法人への移行があります。以下の表で出資持分のない医療法人にはどのような類型があるのかを把握した上で、各該当頁を参考に、移行のための具体的要件や障害となる要因を確認して下さい。

なお出資持分のある医療法人のままということも一つの選択です。ただ、その場合には出資持分をめぐる課題について再度認識しておくことが重要です。

あなたの医療法人はどうしますか。

(再掲)



第1節 特定医療法人への移行を考えた場合

STEP 1 移行を考えた場合

STEP 2 障害要因と課題

STEP 3 移行手続き

特定医療法人とは、租税特別措置法第67条の2にもとづき、財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、国税庁長官の承認を受けた法人をいいます。特定医療法人として承認された場合には、法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されるなどのメリットがあります。

特定医療法人の承認要件

I 施設要件 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号

具体的要件		チェック
一	その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては（1）又は（2）に、診療所のみを開設する医療法人にあつては（3）に該当すること。 （1）40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。 （2）救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。 （3）救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	<input type="checkbox"/>
二	各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。	<input type="checkbox"/>

II 収入基準 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第1号

具体的要件		チェック
一	社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。社会保険診療等のなかには、社会保険診療報酬と同一基準で計算される労災、健診の収入を含む。	<input type="checkbox"/>
二	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。	<input type="checkbox"/>
三	医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。	<input type="checkbox"/>
四	役員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が、3,600万円を超えないこと。	<input type="checkbox"/>

Ⅲ 運営基準

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号～第5号

具 体 的 要 件		チェック
一	<p>その運営組織が適正(※1)であるとともに、その理事、監事、評議員(※2)その他これらの者に準ずるもの(以下この項において「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下次号において「親族等(※3)」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。</p> <p>イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p>	□
二	<p>その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。</p>	□
三	<p>その寄附行為又は定款において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人(財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めがないものに限る。)に帰属する旨の定めがあること。</p>	□
四	<p>当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。</p>	□

※1 適正な運営とは、例えば社員総会は5日前までに議案を提示して書面による招集を行い、定足数の確認から始まること、その社員総会の中で決めるべき定款記載事項の議案は必ず議論することなどが求められます。また、決算終了後3ヶ月以内に都道府県知事に事業報告書の提出が義務付けられており、同時に決算終了後2ヶ月以内に法務局に資産の変更登記を行うなど、法令や定款に定められた運営が求められます。

※2 一般社団医療法人においても、評議員を設置して下さい。

※3 親族とは、法人税法等に直接の定義規定がないため、民法の定義を援用し、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族となります。

特定医療法人の障害要因と課題

前頁の基準のなかで、多くの医療法人が障害要因と考える基準は、以下の4点です。

- 障害要因① 自費診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 障害要因② 理事、監事、評議員等（役員等）について、親族等の数がそれぞれの役員等の割合において、いずれも3分の1以下になるようにすること。
- 障害要因③ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- 障害要因④ 介護老人保健施設のみを開設する医療法人は対象外になっていること。

障害要因①	①については、公益性を担保するためのものです。自費診療報酬規程を社会保険診療報酬規程に準じたものに改訂することによるデメリットと、軽減税率の適用によるメリットとの比較衡量になります。
障害要因②	②については、自法人に勤務する医師もしくは職員、連携関係にある他の医療機関の医師もしくは職員、地域の学識経験者や町内会の役員等から任用するなどの方法が考えられます。地域に根差している社会福祉法人の理事や評議員の選出方法も参考になりますので、意見交換を試みるのも有益かもしれません。
障害要因③	役職員一人につき、年間の給与総額が3,600万円を超えない規定については、医師が不足する地域において、実質的に困難な要件になる場合があります。
障害要因④	特定医療法人の承認を受けている40床以上の病院が、その病院の病床をすべて介護老人保健施設に転用した場合、特定医療法人の要件を満たさないこととなり、特定医療法人の取り止めを申請しなければならなくなります。

特定医療法人への移行手続き

I 事前準備

特定医療法人への移行を決めたら、翌期の申請に向けて準備を開始します。特定医療法人の申請にあたっては、事前審査が必要となります。事前審査の申出については、遅くとも法人税率の特例の適用を受けようとする事業年度終了の日前6月前（3月決算の医療法人の場合には前年の9月末）までに事前審査時に用意する書類を添付して申し出を行います。それ以前に、申請を行う事業年度において、承認要件を満たしていなければなりません。それは、特定医療法人の承認は、その申請の事業年度の開始の日に遡って承認されるからです。従って、事業年度が始まる以前に必要な事項を決定し、申請する事業年度では実行されていなければなりません。例えば、理事長報酬一つとっても、報酬の最高上限は3,600万円ですから、すでに期の初めからその金額で決定され、支給されていなければなりません。あるいは、室料差額や自費診療報酬の規定の整備なども実行されていなければなりません。実行できないのは、出資持分の放棄や定款の変更ですので、それらは、国税庁からの内示を受けてから進めることとなります。

一	<p>前事業年度までに整備し、申請する事業年度から実行されていなければならぬ項目は、以下の項目です。</p> <p>①報酬上限を3,600万円とすること。 ②自費診療報酬が社会保険診療報酬に準じて規定され、実施されていること。 ③各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。 ④理事長、理事、監事もしくは評議員、社員及び医療法人への出資者等(以下、理事等と呼ぶ。)への特別な利益の供与のないこと(P24参照)。 ⑤法令に違反する事実もしくは帳簿等に仮装・隠蔽の事実のないこと。 ⑥理事会や社員総会の適正な開催と議事録整備。例えば、社員総会での書面による招集や予算の決定などが適正に行われていること。</p>
二	<p>申請時までには準備しておくもしくは決定すべき項目は以下の項目です。</p> <p>①申請時の直近に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書を都道府県知事に申請し、証明書を手元に準備する。 ②申請時には就任を承諾している理事、監事、評議員及び社員の名簿とその確認(就任は、定款変更と同時にになるので、就任承諾書を準備) ③事前審査に必要な提出書類や添付資料の整備</p>
三	<p>準備段階で特に注意すべきこと。</p> <p>①事前相談の申し出時にて添付しなければならない「厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書」を早めに申請し、手元に揃えておくこと。 ②事前審査の申し出をしたのち、所轄国税局担当者により、提出された書類に間違いがないかを調査しますが、税務調査と同じような形態で行われますので、資料を整備しておくこと。</p>

Ⅱ 社員総会決議

特定医療法人の承認申請事前審査の前までに、下記の内容について社員総会で決議を行ってください。

1 出資持分の放棄又は払戻しに関する事項

出資持分の放棄について決議します。出資持分は、出資者の財産ですから、放棄については本人の意思確認が大切です。移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、社員総会決議の他に申出書等（P71参照）を作成することが望ましいです。反対する社員については、出資持分の払戻しを検討します。その払戻しの金額については、前章P16を参照してください。なお出資持分の放棄については、特定医療法人の承認の日に、期首に遡って効力を有する旨の停止条件を議事に加えておいて下さい。

2 定款変更に関する事項

一	<p>出資持分に関する事項（モデル定款例：第10条、第43条参照）</p> <p>議事の中で、退社時に出資額を払戻さないこと、および解散時にも出資額を払い戻さないこと、解散時の残余財産については、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめることを決議します。</p>
二	<p>役員（理事、監事）の定数をそれぞれ理事6名以上、監事2名以上として、その親族等の割合は3分の1以内とする旨の取り決めをおこない、その旨を記載した定款に変更する決議を行います。役員（親族等）の割合を3分の1以下にした場合、現理事・監事の見直しが必要になります。特定医療法人への定款変更の認可を受けた段階で社員総会を開催し、入れ替わる理事・監事の退任、辞任、選任の議決を行います。その議決の日をもって理事・監事の辞任・就任を行います。理事長は、理事の互選で決まりますので、その理事就任の日に理事会を開催し、理事長の互選をおこない、法務局への届出を準備します。もちろん、特段の理由がない限り、理事長は医師もしくは歯科医師となります。</p> <p>また、監事については、理事の親族等あるいは医療法人の従事者はなれない旨の取り決めを定款に記載します。定款変更申請と一緒に、理事長、理事、監事の変更届を都道府県知事に提出して下さい。なお、理事、監事の辞任・就任の日については、定款変更認可の日とする、停止条件付決議も可能です。その場合、理事長は定款変更認可後に理事会を開催して、理事長を互選します。</p>
三	<p>評議員会の設置（モデル定款例：第15条～参照）</p> <p>評議員会の設置も定款記載事項ですのでこれも社員総会で議決します。評議員会の定数は、理事の倍数以上として下さい。評議員会における親族等の評議員の割合は3分の1以下になりますので、この規定も定款にて定め、かつ、評議員候補を選出し、定款変更と同時の就任になるよう就任承諾書も取り寄せておく必要があります。</p>

Ⅲ 診療報酬規程等の整備

承認申請をする事業年度の始まる前に以下の項目を取り決めておかなければなりません。

- ① 自費診療報酬規程
- ② 役員報酬上限規定及び就業規則、給与規定、退職金規定
- ③ 特別な療養環境室の室料規定（いわゆる差額ベッド料金規定）

Ⅳ 事前審査時提出書類

事前審査は、その事業年度開始から6ヶ月以内に申し出を行いますが、可能な限り、意思決定をした段階で、所轄国税局の担当者にその意思を伝え、相談をして下さい。その上で、事前審査時に提出する書類の準備を始めて下さい。

Ⅴ 国税局担当者による実地調査

国税局の担当者は、おおむね税務調査官経験者のようです。そのため、理事等に対する特別な利益の供与については注意深く判断されるケースが多く見られます。そうした調査が行われることを事前に想定して、証拠書類を揃えておくと、スムーズな対応が出来ます。

Ⅵ 国税庁からの内示と定款変更

国税庁の内示が、事前申請から3ヶ月経過するまでには出ます。この内示のあとに各都道府県に定款変更の申請を行います。複数の都道府県をまたぐ厚生労働省管轄の医療法人の場合、定款変更認可に時間のかかることを見込んで、早めの対応が望まれます。国税庁が、その定款変更の認可を確認して、期の初めに遡って特定医療法人の承認をします。

◆ 特定医療法人への移行手続き書類

手続き種類	提出先	提出書類
都道府県知事の証明 下記証明願に添付する「証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明願」 (P35～)	その医療機関を管轄する各都道府県	1. 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願(別添3)※2 (・付表1～3は、該当する場合に添付して下さい。) 2. 医療施設の使用許可書の写し 3. 救急病院または救急診療所であることを証する書類の写し
厚生労働大臣の証明 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願 (P41～)	その法人を所轄する地方厚生局	1. 証明願(別添2)※2 2. 付表1(証明願記1及び2に係る添付書類)※2 3. 付表2(証明願記3に係る添付書類)※2 4. 付表3(証明願記4に係る添付書類)※2 5. 付表4(証明願記6に係る添付書類)※2 6. 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書または法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。) 7. 診療報酬規程 8. 前事業年度の決算書(財産目録、損益計算書、貸借対照表) 9. 就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款の写し 10. 証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明書

		11. 前事業年度（新規申請法人にあっては当該年度）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し
特定医療法人制度に係る事前審査 (P48～)	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定医療法人としての承認を受けるための申請書（案）※1 2. 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表）※1 3. 法人の登記簿謄本の写し 4. 設立者名簿及び社員名簿の写し 5. 出資持分の内訳が確認できる書類 6. 病院等の建物の配置図 7. 病院等の組織図 8. 病院等の概要が分かる資料（パンフレット） 9. 定款の写し 10. 申請時の直前に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書（都道府県知事より交付を受ける。） 11. 承認要件を満たす旨を説明する書類 ※1 12. 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）※1 13. 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）※1 14. 理事、監事及び評議員等の履歴書 15. 直前3事業年度の決算書類及び帳簿書類 16. 就業規則及び給与（退職給与を含む。）規程の写し 17. 各人別の源泉徴収簿等の給与の支払状況が確認できる書類 18. その他承認要件を満たす旨を説明する書類
承認申請書等提出	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 寄附行為又は定款の写し 2. 申請時の直前に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書（都道府県知事より交付を受ける。） 3. 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表） 4. 承認要件を満たす旨を説明する書類 5. 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1） 6. 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）
定款変更申請	都道府県知事 (厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて地方厚生局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款変更申請書 2. 定款新旧対照表 3. 現行定款 4. 改正後定款案（P62参照） 5. 社員総会議事録（定款変更を取り決めた社員総会の議事録） <p>* その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。</p>

※1は国税庁ホームページよりダウンロードが出来ます。

※2は厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ」よりダウンロードが出来ます。

◆ 都道府県への提出書類

手続き種類	提出先	提出書類
都道府県知事の証明 下記証明願に添付する「証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明願」	その医療機関を管轄する各都道府県	1. 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願（別添3）※2 （・付表1～3は、該当する場合に添付して下さい。） 2. 医療施設の使用許可書の写し 3. 救急病院または救急診療所であることを証する書類の写し

(P35～39参照)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____ 印

住 所 _____

平成 年 月 日
_____ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
(2) 所在
(3) 標榜する診療科目

2 証明受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄	基準
(1)	<input type="checkbox"/> 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ <input type="checkbox"/> 専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
	ロ <input type="checkbox"/> 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ <input type="checkbox"/> 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

（注意事項）

- ・ 上記区分欄の（1）に該当する場合は、（2）について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、（1）に該当する場合は付表1を、（2）イに該当する場合は付表1及び付表2を、（2）ロ又はハに該当する場合は付表1及び付表3を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 _____ 印

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数（病床数）については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証（当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証）を添付すること。

証明を受けようとする事実（2）イに係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療科名（該当するものすべての番号を○で囲むこと）

1 内科	2 心療内科	3 精神科	4 神経科	5 呼吸器科	6 消化器科	7 循環器科
8 アレルギー科	9 リウマチ科	10 小児科	11 外科	12 整形外科	13 形成外科	14 美容外科
15 脳神経外科	16 呼吸器外科	17 心臓血管外科	18 小児外科	19 皮膚泌尿器科	20 性病科	21 こう門科
22 産婦人科	23 眼科	24 耳鼻いんこう科	25 気管食道科	26 リハビリテーション科	27 放射線科	28 歯科
29 矯正歯科	30 小児歯科	31 歯科口腔外科	32 神経内科	33 胃腸科	34 皮膚科	35 泌尿器科
36 産科	37 婦人科	38 麻酔科				

2 皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療に係る実績等

(1) 担当常勤医師の氏名

診療科名	氏名

(2) 診療の実績（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）

診療科名	年間診療患者数	1日平均入院患者数
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

(記載上の留意事項)

前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）について記載すること。

(3) 看護職員数

診療科名	看護職員	
	専従者	他診療科との兼務
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

証明を受けようとする事実（2）ロ又はハに係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 指定を受けている医療施設の種別（いずれか該当するものを○で囲むこと。）

- ・ 救急病院
- ・ 救急診療所

2 告示年月日等

昭和 年 月 日

県告示第 号

※ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院又は救急診療所である旨を告示されていることを証する書類（都道府県公報の写し又は指定書）を添付すること。

◆ 地方厚生局への提出書類

手続き種類	提出先	提出書類
厚生労働大臣の証明 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願	その法人を所轄する 地方厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 証明願（別添2）※2 2. 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）※2 3. 付表2（証明願記3に係る添付書類）※2 4. 付表3（証明願記4に係る添付書類）※2 5. 付表4（証明願記6に係る添付書類）※2 6. 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書または法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。） 7. 診療報酬規程 8. 前事業年度の決算書（財産目録、損益計算書、貸借対照表） 9. 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款の写し 10. 証明願記5中該当する項目に関する、都道府県知事の証明書 11. 前事業年度（新規申請法人にあつては当該年度）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し

（P41～46参照）

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 _____ 印

住 所 _____

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。
- 2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 3 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。（該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。）
 - 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療			①	⑤
	労災保険診療			②	⑥
	健康診査			③	⑦
	自由診療等			④	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法	円
		律	
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	⑧

(記載上の注意事項)

- (1) ③が⑧と一致すること。

添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
- 診療報酬規程

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護 老人保健施設名等	医療診療により 収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①／②
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	①			②	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。
- ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。

証明願記6に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人 保健施設名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合でも、全体の定員数に対する特別な療養室に係る定員数の割合は30%以下でない要件を満たさないので留意すること。

添付資料

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式5）の写し

◆ 事前審査（国税局）の提出書類

手続き種類	提出先	提出書類
特定医療法人制度に係る事前審査	相談窓口は所轄国税局（正式な申請書の提出先は所轄税務署長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定医療法人としての承認を受けるための申請書（案）※1 2. 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表）※1 3. 法人の登記簿謄本の写し 4. 設立者名簿及び社員名簿の写し 5. 出資持分の内訳が確認できる書類 6. 病院等の建物の配置図 7. 病院等の組織図 8. 病院等の概要が分かる資料（パンフレット） 9. 定款の写し 10. 申請時の直近に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書（都道府県知事より交付を受ける。） 11. 承認要件を満たす旨を説明する書類 ※1 12. 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）※1 13. 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2）※1 14. 理事、監事及び評議員等の履歴書 15. 直前3事業年度の決算書類及び帳簿書類 16. 就業規則及び給与（退職給与を含む。）規程の写し 17. 各人別の源泉徴収簿等の給与の支払状況が確認できる書類 18. その他承認要件を満たす旨を説明する書類

（P48～61参照）

税務署受付印

特定医療法人としての承認を受けるための申請書

整理番号

平成 年 月 日 税務署長経由 国 税 庁 長 官 殿	納 税 地	〒			
	(フリガナ)	電 話 () —			
	申 請 者 の 名 称	-----			
	(フリガナ)	-----			
	代 表 者 の 氏 名	⑩			
	設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 ~	月 日

租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定医療法人としての承認を受けたいので申請します。

【現に行っている事業の概要】

【その他参考となるべき事項】

- 設立時から現在に至るまでの経過概要

- その他の参考事項

税 理 士 署 名 押 印								⑩
税 務 署 処 理 欄	部 門		入 力		整 理 簿		備 考	

「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等

1 注意事項

- ① 当該申請書及び添付書類は、正本及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。
- ② 申請の際には、「申請書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。
- ③ 過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消しの日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。

2 記載要領

- ① 「現に行っている事業の概要」欄には、経営する医療施設の名称、所在地及び業務内容を記載してください。また、医療施設の明細を申請書付表「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。
- ② 「その他参考となるべき事項」の「設立時から現在に至るまでの経過概要」欄には、設立時から現在までの法人の沿革を記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。
- ③ 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」の「その他の参考事項」欄にその旨を記載してください。

申請者の医療施設等の明細表

病院（診療所）名： _____ 左の所在地： _____ 管轄保健所名： _____

1 診療科目

科 目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 敷地の面積

総面積	m ²	内 借地の 面積	m ²	内 自地の 面積	m ²	左の内 現物 出資の土地	m ²
-----	----------------	-------------	----------------	-------------	----------------	-----------------	----------------

3 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積	室 数
		m ²			m ²	
					m ²	
					m ²	
		m ²			m ²	
					m ²	
					m ²	
		m ²			m ²	
					m ²	
					m ²	
		m ²			m ²	
					m ²	
					m ²	

4 患者収容定員の明細

一 般		結 核		精 神		感 染		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

5 主要医療機械器具の明細

品名	数量	単価	規格	用途	自用・借用	購入・寄附

6 職種別従業員数の明細

職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
人員																	
定員																	
実人員																	
内 特殊関係者																	

7 附属事業の明細

事業の区分	年間収入金額	年間経費額	差引利益（損失）額
	円	円	円
合計			

「申請者の医療施設等の明細表」(申請書付表)の記載要領

1 各欄共通

- ① 複数の病院(診療所)を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

2 「3 建物の明細」欄

- ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載してください。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載してください。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載してください。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載してください。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、病室、診療室、手術室、調剤室、研究室、事務室、看護師宿舎等)を記載してください。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載してください。
- ⑦ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載してください。

3 「4 患者収容定員の明細」欄

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載してください。

4 「5 主要医療機械器具の明細」欄

医療機械器具のうち主要なものを記載してください。

5 「6 職種別従業員数の明細」欄

- ① 申請時の人数を記載してください。
- ② 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員(以下「設立者等」といいます。)又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。
なお、親族等とは、次の者をいいます。
イ 設立者等と親族関係にある者
ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

6 「7 附属事業の明細」欄

- ① 附属事業には、寄附行為(又は定款)に記載されている附属事業のほか、売店等の附帯事業についても記載してください。
- ② 前期の決算額により記載してください。

承認要件を満たす旨を説明する書類

1 運営組織(令39条の25①二)

区 分	総 数	最も人数の多い「親族等」 のグループの人数	割 合
理 事	人	人	%
監 事	人	人	%
評議員	人	人	%
その他 ()	人	人	%

2 経理内容(令39条の25①三)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
役員等の選任		有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営		有 ・ 無

3 法令違反(令39条の25①五)

区 分	法人の特殊関係者に対する内容	特別の利益の有無
法令違反		有 ・ 無
税務調査結果		有 ・ 無
その他公益に 反する事実		有 ・ 無

「承認要件を満たす旨を説明する書類」の記載要領

1 「1 運営組織」欄

「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載してください。

2 「2 経理内容」欄

(1) 「法人の特殊関係者に対する内容」欄には、「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載してください。

① 「施設の利用」欄

法人の特殊関係者が法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載してください。

② 「金銭の貸付け」欄

法人の特殊関係者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載してください。

③ 「資産の譲渡」欄

法人の特殊関係者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載してください。

④ 「給与の支給」欄

法人の特殊関係者に対し支給している給与について、その支給の内容を記載してください。

⑤ 「役員等の選任」欄

法人の特殊関係者が理事、監事又は評議員等に選任された場合に、その選任状況の内容を記載してください。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

法人の特殊関係者からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載してください。

(2) 法人の特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、親族等とは、次の者をいいます。

イ 設立者等と親族関係にある者

ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 「3 法令違反」欄

① 「法令違反」欄には、法人に関して、医療に関する法令その他法令に違反する事実がある場合に、その内容を記載してください。

② 「税務調査結果」欄には、直近に受けた法人の税務調査結果について、その内容を記載してください。

③ 「その他公益に反する事実」欄には、公益に反する事実がある場合に、その内容を記載してください。

「申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表」(書類付表1)の記載要領

- (1) 理事、監事及び評議員等（以下「役員等」といいます。）について、申請時に就任しているすべての者を記載してください。
- (2) 「区分」欄には、役員等のいずれかを記載してください。なお、役職名（理事長等）を記載してください。
- (3) 「親族等の関係」欄には、役員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載してください。
なお、ここにいう「特殊の関係がある者」とは、次に掲げる者をいいます。
 - イ 親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- (4) 「設立者との関係」欄には、設立者と当該役員等との関係（例えば、設立者本人、〇〇の長男等）を記載してください。
- (5) 「社員との関係」欄には、社員と当該役員等との関係（例えば、社員本人、〇〇の従兄等）を記載してください。
- (6) 「給与月額」欄及び「給与支給総額」欄には、法人が役員等としての報酬を支給している場合に、その報酬の額（「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分）を記載してください。
なお、その者が法人の従業員となっている場合には、従業員としての給与の額は含めなくて、役員等としての報酬の額のみを記載してください。
- (7) 「職業」欄には、当該法人における役職等及び当該法人以外の勤務先等の名称並びに役職等をできる限り具体的に（例えば当法人院長、〇〇会社社長、△△事務所事務員等）記載してください。

申請者の経理等に関する明細表

1 法人の特殊関係者の施設の利用明細

区 分	特殊関係者の氏名	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
病院の利用					
そ の 他					

2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細

氏名	職務内容	生年月日	就職年月日	常勤又は非常勤の別	給与月額	給与支給総額	役員等との関係

5 その他

(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細

特殊関係者の氏名	特殊の関係	法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細					
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等	給与支給総額

(5) その他財産の運用及び事業の運営

特殊関係者の氏名	具体的な内容

「申請者の経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載要領

1 各欄共通

① 特殊関係者とは、法人の設立者、理事、監事、評議員若しくは社員（以下「設立者等」といいます。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいいます。

なお、親族等とは、次の者をいいます。

イ 設立者等と親族関係にある者

ロ 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該設立者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

② 記載しきれない場合には、新たに欄を設けるか又は当該用紙を複数枚使用してください。

2 「1 法人の特殊関係者の施設の利用明細」欄

① 次の区分に応じて記載してください。

イ 法人の特殊関係者に対して、法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含みます。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載してください。

ロ 法人の特殊関係者に対して、病院等において診療を行っている場合には、「病院の利用」欄にその内容を記載してください。

ハ 法人の特殊関係者に対して、上記以外に当該法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載してください。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、診療、入院による診療等）を記載してください。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合には利用期間、診療であれば診療日）を記載してください。

3 「2 法人の特殊関係者に対する貸付金の明細」欄

① 法人の特殊関係者に対する貸付金がある場合に記載してください。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載してください。

③ 貸付金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。

④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。

⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

4 「3 法人の特殊関係者に対する譲渡資産の明細」欄

① 3期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内において、法人の特殊関係者（譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。）に対して、法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載してください。

② 「特殊の関係」欄には、譲渡の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

5 「4 法人の業務に従事している特殊関係者である従業員の明細」欄

- ① 申請時の従業員（法人の業務に従事している理事、監事又は評議員等を含みます。）のうち、法人の特殊関係者について記載してください。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載してください。
- ③ 「給与月額」及び「給与支給総額」欄には、その者が理事、監事又は評議員となっている場合には、理事、監事又は評議員としての報酬の額を含めなくて、従業員としての給与の額（「給与月額」欄には申請日の前月分、「給与支給総額」欄には前期分）のみを記載してください。
- ④ 「役員等との関係」欄には、法人の設立者、理事、監事、評議員又は社員との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」等）について記載してください。

6 「5その他」の「(1) 法人の特殊関係者からの借用物件の明細」欄

- ① 法人が前期の末日現在において、法人の特殊関係者から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含みます。）している場合に記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載してください。

7 「5その他」の「(2) 法人の特殊関係者からの借入金の明細」欄

- ① 法人の特殊関係者からの借入金がある場合に記載してください。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載してください。
- ③ 借入金現在高は、前期の末日現在の金額を記載してください。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載してください。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

8 「5その他」の「(3) 法人の特殊関係者からの譲受資産の明細」欄

- ① 3期前の事業年度の開始の日から申請の日までの期間内において、法人の特殊関係者（譲渡時に特殊関係者であった者を含みます。）から、法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。

9 「5その他」の「(4) 法人の特殊関係者が役員等となっている他の法人の明細」欄

- ① 法人の特殊関係者が役員等（従業員を含みます。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載してください。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該特殊関係者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と記載してください。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載してください。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該特殊関係者の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載してください。
- ⑤ 「給与支給総額」欄には、他の法人における当該特殊関係者の給与支給総額（前期分）を記載してください。

10 「5その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」欄

上記以外で他に財産の運用及び事業の運営に関し、法人の特殊関係者が利益を受けている場合に、その内容を記載してください。

モデル定款例

特定医療法人の定款例（厚生労働省ホームページより）

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。

病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第12条において同じ。）

本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。

第3章 社員

第6条 本団体の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第7条 本団体の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第8条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本団体の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第10条 社員は、本団体の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失つた後も同様とする。

第4章 役員

第11条 本団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上○名以内
うち理事長 1名
常務理事 ○名
- (2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会において本団体の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本団体の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事(○○厚生局長)の認可を受けた場合はこの限りでない。

施設を2か所以上有する場合には、管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を○○病院の管理者等と限定してもよい。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

4 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

第13条 理事長のみが本社を代表する。

2 理事長は本社の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本社の常務を処理する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 本社の業務を監査すること。

(2) 本社の財産の状況を監査すること。

(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

6 監事は、この法人の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 評議員

第15条 本団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第16条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第18条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第6章 会議

第19条 本団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第20条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

第22条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1	翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年
2	翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	3月
3	前年度決算の決定	毎年
4	前年度剰余金又は損失金の処理	5月
5	定款の変更	随時
6	基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)	
7	事業計画及び収支予算の重大な変更	
8	社員の入社及び除名	
9	理事、監事の選任、辞任の承認	
10	本団体の解散	
11	定款第5条に関する事項	
12	重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第5条の業務がなければ掲げる必要はない。

2 前項の会議の議事は、別段の定めがあるもののほかは、総社員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成による承認を受けねばならない。

第23条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1	翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年
2	翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	3月
3	前年度決算の決定	毎年
4	前年度剰余金又は損失金の処理	5月
5	定款の変更	随時
6	基本財産の設定及び処分 (担保提供を含む。)	
7	事業計画及び収支予算の重大な変更	
8	本団体の解散	
9	定款第5条に関する事項	
10	重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。

第24条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。

2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第25条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第26条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第27条 第23条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数
- (3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第29条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第7章 資産及び会計

第30条 本団体の資産は次のとおりとする。

- (1) 本団体の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本団体に寄附された財産
- (3) 本団体の資産から生ずる果実
- (4) 本団体の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第31条 本団体の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) ……
- (2) ……

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第32条 本団体の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本団体の経費を支弁する。

第33条 本団体の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第34条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第35条 本団体の事業計画及び収支予算は、毎会計年度

不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。

開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第36条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第37条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第38条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 証明書等の提出

第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第37条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

第9章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の
手続きを経た上、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）
の認可を得なければ変更することができない。

第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成
功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22
条、第23条及び第27条の
手続きを経た上、〇〇県知
事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができ
る。

第42条 本会社が解散したときは、理事がその清算人とな
る。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを
選任することができる。

第43条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは
地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるもの
とする。

第10章 雑則

第44条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によっ
て行う。

第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並
びに評議員会の議決を経て定める。

附則

本会社設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

国、地方公共団体、同種の医
療法人のいずれかを選択して
も差支えない。

本定款例により、新規に社団
を設立する場合には、
「 附則
本会社設立当時の役員は、次
の通りとし、その任期は、○
〇〇までとする。
理事（理事長） ○〇〇〇〇
〃 （常務理事） ○〇〇〇〇
監事 ○〇〇〇〇
〃 ○〇〇〇〇」
とすること。

書式例①

*この書類は、移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、持分放棄についての意思確認を確実にするためにも作成することが望ましいといえます。

ここで示しているのは、あくまでも一つの書式例に過ぎず、汎用性を有するものではありません。実際の文書作成の際には、個々の事案に適した内容にする必要がありますので、十分にご注意ください。

出資持分放棄の申出書

平成 年 月 日

医療法人社団〇〇会

理事長 殿

住 所
氏 名 実印

私は、〇年〇月〇日付にて、下記の出資に係る出資持分及びこれに基づく一切の請求権を全部放棄します。

記

出 資 先：医療法人社団〇〇会

出 資 者：〇〇〇〇

出資時期：〇年〇月〇日

出 資 額：金〇〇円

以上

書式例②

*この書類は、移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、持分放棄についての意思確認を確実にするためにも作成することが望ましいといえます。

ここで示しているのは、あくまでも一つの書式例に過ぎず、汎用性を有するものではありません。実際の文書作成の際には、個々の事案に適した内容にする必要がありますので、十分にご注意ください。

覚 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と医療法人社団〇〇会（以下「乙」という。）は、別紙出資目録記載の出資に係る出資持分（以下「本件出資持分」という。）に関して、以下のとおり確認及び合意する。

第1条（表明・保証）

甲は、乙に対し、〇年〇月〇日現在、甲が、本件出資持分の全部を、仮差押、差押、担保権設定その他一切の負担を受けることなく自ら保有していることを表明し保証する。

第2条（出資持分の放棄）

甲は、〇年〇月〇日付にて、本件出資持分を全部放棄する。

第3条（請求権の消滅）

前条の放棄により、本件出資持分に基づく一切の請求権は確定的に全部消滅する。

第4条（無償）

前2条の放棄及び請求権の消滅に関して、甲は、乙、乙の社員及び乙の役員に対し、補償請求、損害賠償請求その他一切の請求を行わない。

以上の確認及び合意の証として本書を2部作成し、甲及び乙が各1部を保有する。

〇年〇月〇日

(甲)

(乙)

(別紙)

出資目録

出 資 先：医療法人社団〇〇会

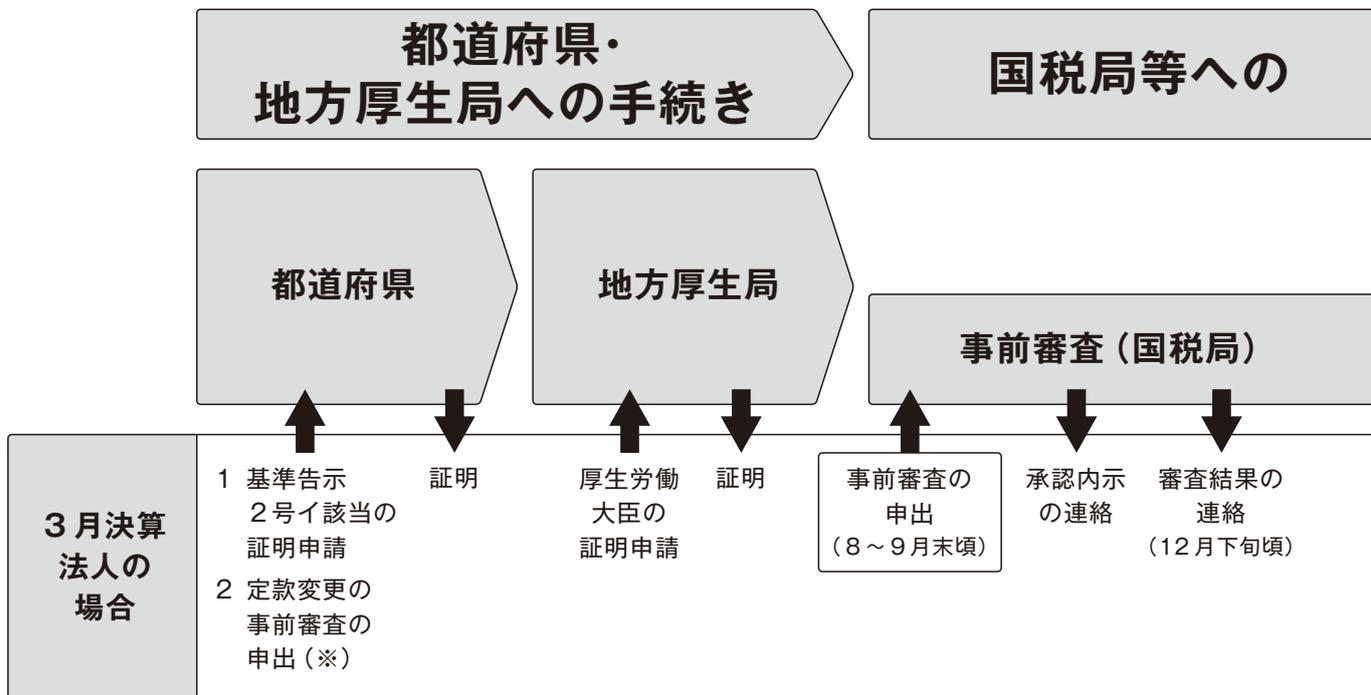
出 資 者：〇〇〇〇

出資時期：〇年〇月〇日

出 資 額：金〇〇円

以 上

特定医療法人の承認申請手



※厚生労働大臣所管法人の場合は、地方厚生局において行う。

定款変更手続書類（定款変更申請で必要となる書類）

- ①定款変更申請書
 - ②定款新旧対照表
 - ③現行定款
 - ④改正後定款案
 - ⑤社員総会議事録（定款変更を取り決めた社員総会の議事録）
- *その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。



申請前に議決すべき事項

- 〈社員総会決議〉
- ①出資持分の放棄又は払戻しに関する事項
 - ②定款変更に関する事項
- 〈その他〉
- ①診療報酬規程等の整備

→ P31 で
確認して下さい

続きのスケジュール（概要）

第1章

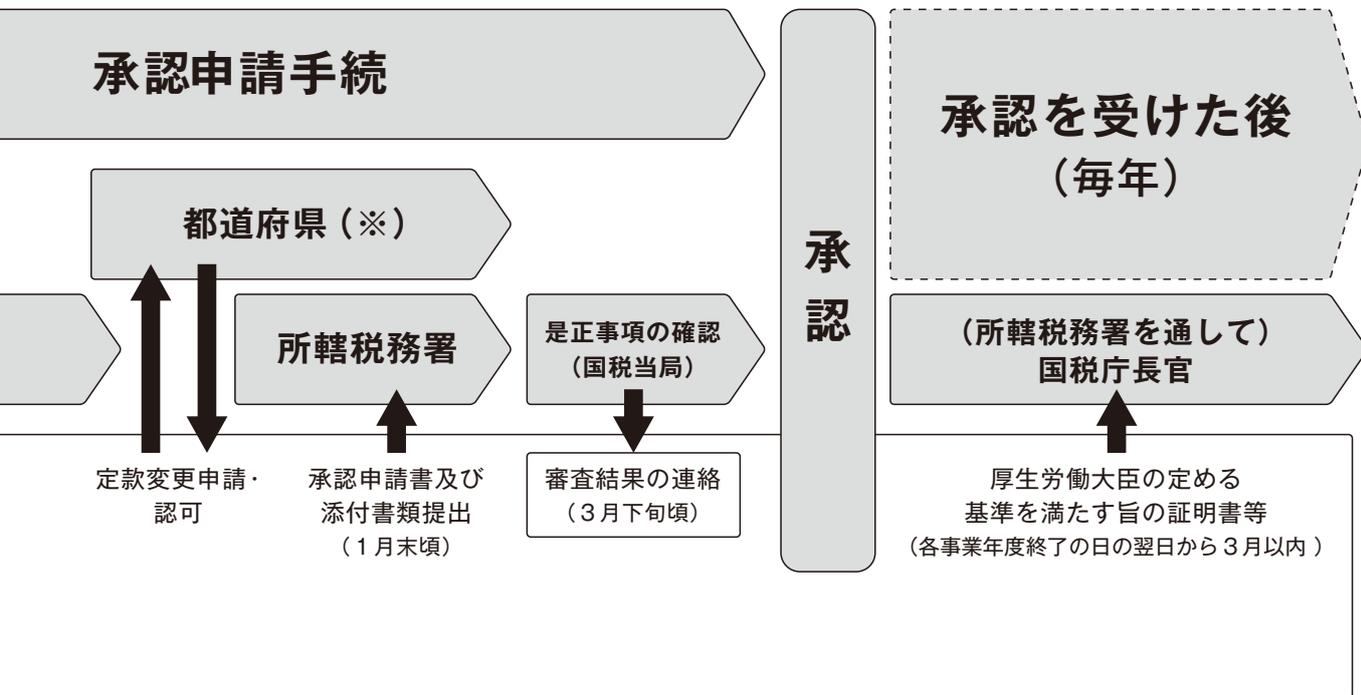
医療法人の基礎知識

第2章

課題の確認

第3章

医療法人の選択肢



事前審査（国税局）時に用意する書類

- ① 特定医療法人としての承認を受けるための申請書（案） ※1
- ② 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表） ※1
- ③ 法人の登記簿謄本の写し
- ④ 設立者名簿及び社員名簿の写し
- ⑤ 出資持分の内訳が確認できる書類
- ⑥ 病院等の建物の配置図
- ⑦ 病院等の組織図
- ⑧ 病院等の概要が分かる資料（パンフレット）
- ⑨ 定款の写し
- ⑩ 申請時の直前に終了した事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書（都道府県知事より交付を受ける。）
- ⑪ 承認要件を満たす旨を説明する書類 ※1
- ⑫ 申請者の理事、監事及び評議員等に関する明細表（書類付表1）※1
- ⑬ 申請者の経理等に関する明細表（書類付表2） ※1
- ⑭ 理事、監事及び評議員等の履歴書
- ⑮ 直前3事業年度の決算書類及び帳簿書類
- ⑯ 就業規則及び給与（退職給与を含む。）規程の写し
- ⑰ 各人別の源泉徴収簿等の給与の支払状況が確認できる書類
- ⑱ その他承認要件を満たす旨を説明する書類

注※1は国税庁ホームページよりダウンロードが出来ます。

→ P47で
確認して下さい

第2節 社会医療法人への移行を考えた場合

STEP 1 移行を考えた場合

STEP 2 障害要因と課題

STEP 3 移行手続き

社会医療法人とは、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を、社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（医療法第42条の2）。社会医療法人は、一定の収益事業を行うことも可能とされ、病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる非収益事業及び本来業務の医療保健業については法人税を非課税とし、直接救急医療等確保事業等の業務の用に供する固定資産の不動産取得税、固定資産税及び都市計画税についても非課税とされます。従って、社会医療法人では、その公益性が強くもとめられます。

社会医療法人の認定要件（下記で具体的な要件の検討を行ってください。）

Ⅰ 同一親族等関係者の制限 医療法第42条の2第1項第1号～3号

具体的要件		チェック
1 役員 の親族等 について	各役員及び次に掲げる親族等の数が、役員 の総数の3分の1を超えて含まれることが ないこと。 ① 各役員 の配偶者及び三親等以内の親族 ② 各役員 と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者 ③ 各役員 の使用人及び使用人以外の者で当該役員 から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持しているもの ④ ②又は③ に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一 にしているもの	<input type="checkbox"/>
2 社団 たる医療 法人の社 員の親族 等につ いて	各社員及び次に掲げる親族等の数が、社 員の総数の3分の1を超えて含まれることが ないこと。 ① 各社員 の配偶者及び三親等以内の親族 ② 各社員 と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者 ③ 各社員 の使用人及び使用人以外の者で当該社員 から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持しているもの ④ ②又は③ に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一 にしているもの	<input type="checkbox"/>
財団 たる医療 法人の評 議員の親 族等につ いて	各評議員及び次に掲げる親族等の数が、 評議員の総数の3分の1を超えて含まれる ことがないこと。 ① 各評議 員の配偶者及び三親等以内の親族 ② 各評議 員と婚姻の届出をしていないが事実上婚 姻関係と同様の事情にある者 ③ 各評議 員の使用人及び使用人以外の者で当該評 議員から受ける金銭その他の財産によっ て生計を維持しているもの ④ ②又は③ に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一 にしているもの	<input type="checkbox"/>

Ⅱ 救急医療等確保事業に係る業務の実施と基準 医療法第42条の2第1項第4号、5号

具 体 的 要 件		チェック	
1 救急医療等確保事業に係る業務の実施	病院又は診療所のうち1以上のものが、救急医療等確保事業に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県で行っていること。	<input type="checkbox"/>	
	〔「救急医療等確保事業」とは、医療計画に記載された医療法第30条の4第2項第5号イからホまでに掲げる <u>いずれかの事業</u> 〕。		
	イ 救急医療		
	ロ 災害時における医療		
	ハ へき地の医療		
	ニ 周産期医療		
ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）			
※二つ以上の都道府県にまたがる厚生労働省管轄の医療法人にあつては、それぞれの都道府県において1つ以上の救急医療等確保事業を行う病院もしくは診療所があることが必要となります。			
2 上記業務に関する実績基準	上記救急医療等確保事業に係る業務について、次に掲げる事項ごとに告示に掲げる基準に適合していること。		
	① 当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	<input type="checkbox"/>	
	② 当該業務を行うための体制	<input type="checkbox"/>	
	③ 当該業務の実績	<input type="checkbox"/>	
<p>この基準は、社会医療法人の認定基準だけでなく、その後の継続基準でもあります。この基準については、別途資料を添付します（P80-86参照）。</p> <p>従って、業務遂行体制や実績基準については、その後においても継続できるよう体制を整備しておかなければなりません。</p> <p>救急医療をはじめ、災害医療、周産期医療、小児医療、へき地医療等の継続実施にあたっては、医師の継続的確保が重要となります。社会医療法人認定を選択される場合は、この医師確保の長期的対策が必要となります。</p>			

Ⅲ 公的な運営に関する要件 医療法第42条の2第1項第6号

	具 体 的 要 件		チェック
1 社会医療法人の運営（医療法施行規則第30条の35の2第1項第1号）	①	理事6名以上、監事2名以上で、それぞれの理事及び監事は、社員総会もしくは評議員会の議決にて選任されること。	<input type="checkbox"/>
	②	理事については、他の同一の団体（ただし、医師会等を除く）の理事、使用人、理事以外の役員又は業務執行社員が3分の1以下であること。監事についても同様であること。	<input type="checkbox"/>
	③	理事、監事あるいは評議員に対する報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や従業員の給与あるいは当該医療法人の経理状況等を考慮して、不当に高額にならないような支給の基準を定め、法人内に備置き、必要に応じて閲覧等措置が講じられなければならない。	<input type="checkbox"/>
	④	社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと（P24参照）。	<input type="checkbox"/>
	⑤	株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与えないこと（公益法人等に対する特別な利益の供与は除く）。	<input type="checkbox"/>
	⑥	毎会計年度末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用を超えないこと。なお、遊休財産額とは、以下の計算式で算出した額となります。 遊休財産額＝（資産の総額－a～dの合計額）×（純資産の額÷資産の総額） a 本来業務や附帯業務、収益業務に供する資産 b 上記業務実施のために使用すると見込まれる財産 c 減価償却累計額を上限とする財産取得資金 d 将来の特定の事業（定款等記載のもの）の実施のために準備される資金	<input type="checkbox"/>
	⑦	他の団体の意思決定に関与することが出来る株式や出資金等を保有していないこと。ただし、議決権の過半数を有していないものを除く。	<input type="checkbox"/>
	⑧	直近の3会計年度及び社会医療法人の認定日の前日までに於いて、法令に違反する事実、帳簿書類に仮装隠蔽の事実その他公益に反する事実のないこと（医療法人もしくは理事長に医療に関する法令にて罰金刑以上の刑事処分を受けていないことや、医療監視の結果重大な不適合が見つかり改善勧告が行われたがその改善がなされなかった場合などを含む。）。	<input type="checkbox"/>
2 社会医療法人の事業（医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号）	①	社会保険診療報酬の額及び社会保険診療報酬と同一の基準により計算される労災保険診療報酬あるいは健康増進事業の収入及び助産に関わる収入（1回につき50万円を超える場合には50万円まで）の合計額が、医療法人の本来業務事業収益、附帯業務収益及び収益業務収益の合計額の80%を超えること。 $\frac{\text{社会保険診療} + \text{労災保険診療} + \text{健康増進} + \text{助産に係る収入金額}}{\text{全収入金額（事業収益の合計額）}} > 80\%$	<input type="checkbox"/>
	②	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。	<input type="checkbox"/>
	③	医療診療により収入する金額が、医師・看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の100分の150以内の額であること。	<input type="checkbox"/>

Ⅳ 解散時の残余財産の帰属先の制限 医療法第42条の2第1項第7号

具体的要件		チェック
残余財産の帰属先の制限	定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。	<input type="checkbox"/>

第1章

医療法人の基礎知識

Ⅴ その他

具体的要件		チェック
理事会機能の充実	全ての理事をもって構成される理事会を置き、その運営については以下のことが定款又は寄附行為において定められ、適正に行われていること。	<input type="checkbox"/>
	① 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。	<input type="checkbox"/>
	② 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	<input type="checkbox"/>
	③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	<input type="checkbox"/>
	④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 イ 定款又は寄附行為の変更 ロ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ハ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ニ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し ホ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の保有額の決定及び取崩し ヘ 収支予算及び決算の決定 ト 剰余金又は損失金の処理 チ 借入金額の最高限度額の決定	<input type="checkbox"/>
	⑤ 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	<input type="checkbox"/>
	⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	<input type="checkbox"/>

第2章

課題の確認

第3章

医療法人の選択肢

別添1

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。）を有していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に係る事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンライン体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>1 又は2の基準に該当すること。</p> <p>1. 当該病院において時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>※「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日（深夜を除く。）において初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険</p>

<p>医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>	<p>2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。</p> <p>※「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、年末年始の日（1月1日を除く）12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を3で除した件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</p>		

精神科救急医療 の場合	次の基準に該当すること。 当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に係る事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。	次の基準に該当すること。 当該病院において直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。 ※「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。 ①診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定すること。②から④まで再診料の件数は除く。②から④までにおいても同じ。） ②休日（深夜を除く。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数 ③深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数 ④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数
----------------	---	---	--

			<p>※精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</p>
<p>災害医療</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設(診療に必要施設は耐震構造を有すること。)をすべて有していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集中治療室 (2) 診療部門(診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び病室 (3) 備蓄倉庫 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易ベッド (2) 携帯用医療機器 (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資 (4) 自家発電装置 (5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの 	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。 3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム(DMAT)を有していること。 	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。 2. 当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県又は国が実施する防災訓練 (2) 国が実施する災害派遣医療チーム(DMAT)研修 3. 過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

<p>へき地医療 ※「へき地」とは、 へき地保健医療対 策実施要綱（平成 13年医政発第5 29号）に基づく へき地をいう。</p>	<p>端末 3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコ プターの離発着場を確保していること。</p> <p>1又は2の基準に該当すること。 1. 当該病院がへき地医療施設として必要 な診療部門（診察室、処置室、臨床検査 施設、エックス線診療室、調剤所等）及 び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護 師住宅を有していること。 2. 当該診療所がへき地診療所（へき地保 健医療対策実施要綱に基づくへき地診療 所をいう。）として必要な診療部門（診 察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護 師住宅を有していること。</p>	<p>次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在 地の都道府県が定める医療計画において へき地医療の確保に関する事業に係る医 療連携体制に係る医療提供施設として記 載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法 人が当該へき地診療所の所在地の都道府 県において病院を開設する場合にあって は、当該すべての病院において、へき地 の患者を受け入れるための病室その他へ き地医療施設として必要な診療部門（診 察室、処置室、臨床検査施設、エックス 線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へ き地の患者を受け入れる体制を常に確保 していること。</p>	<p>へき地医療施設が病院の場合、1又は2の 基準に該当すること。 1. 当該病院において直近に終了した会計 年度におけるへき地に所在する診療所 （当該病院が所在する都道府県内のへき 地に所在する診療所に限る。）に対する 医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数 で乗じた日数をいう。）が53人以上 であること。 2. 当該病院において直近に終了した会計 年度におけるへき地（当該病院が所在す る都道府県内のへき地に限る。）におけ る巡回診療の延べ診療日数（診療日数を 医師数で乗じた日数をいう。）が53人 日以上であること。 へき地診療所の場合、次の基準に該当する こと。 当該へき地診療所において直近に終了 した会計年度における診療日が209日</p>
--	---	--	--

			以上であること。
<p>周産期医療</p> <p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる施設をすべて有していること。</p> <p>(1) 母体胎児集中治療管理室</p> <p>(2) 新生児集中治療管理室</p> <p>(3) 診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら周産期患者のために使用される病床をいう。）</p> <p>2. 当該病院が周産期医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。</p> <p>(1) 分娩監視装置</p> <p>(2) 新生児用呼吸循環監視装置</p> <p>(3) 超音波診断装置</p> <p>(4) 新生児用人工換気装置</p> <p>(5) 微量輸液装置</p> <p>(6) 保育器</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において周産期医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において産科に係る救急患者に対し医療を提供する体制及び緊急帝王切開術を実施できる体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院において直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除した件数が500件以上であること。</p> <p>2. 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除した件数が10件以上であること。</p> <p>なお、「母体搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送をいう。</p> <p>3. 当該病院において直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p>
<p>小児救急医療</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院が小児救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査</p>	<p>次の基準のすべてに該当すること。</p> <p>1. 当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において小児救急医</p>	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>当該病院において6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p>

	<p>査施設、エックス線診療室、調剤所等)及び専用病床(専ら小児救急患者のため使用される病床をいう。)又は優先的に使用される病床(専用病床を有していないが、小児救急患者のために一定数確保されている病床をいう。)を有していること。</p>	<p>療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</p> <p>2. 当該病院において小児救急患者に対して医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。</p>	<p>と。</p> <p>※「6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度における次に掲げる算定件数の合計の6歳未満の乳幼児の初診料算定件数に占める割合をいう。</p> <p>①診療時間以外の時間(休日及び深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の時間外加算の算定件数</p> <p>②休日(深夜を除く。)において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の休日加算の算定件数</p> <p>③深夜において6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の深夜加算の算定件数</p> <p>④時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が6歳未満の乳幼児の初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</p>
--	--	---	---

社会医療法人の障害要因と課題

前述の基準の中で、多くの医療法人が障害要因とされているのは、以下の4点です。

- 障害要因① 理事、監事、評議員等（役員等）について、親族等の数がそれぞれの役員等の割合において、いずれも3分の1以下になるようにすること。
- 障害要因② 夜間休日の救急搬送750件以上であること（3年平均）の業務実績基準
- 障害要因③ 同上実績基準の継続
- 障害要因④ 理事等の報酬

障害要因①	<p>特定医療法人の項目でも触れたように、医療法人に勤務する医師あるいは職員からそれぞれの責務に応じて理事に引き上げる、あるいは強力な連携関係にある他の医療機関の医師もしくは職員、地域の学識経験者や町内会の役員などに理事もしくは評議員に依頼するなど対策が必要です。すでに地域に根差した社会福祉法人の理事や評議員の選出方法も参考になりますので、直接の意見交換をされるのも対策の一つです。いずれにせよ、医療機関は地域に根差してその安定と発展を遂げていくものと思われまますので、自法人の職員のみならず、連携医療機関、あるいは系列医学部あるいは地域の町内会もしくは近隣の社会福祉法人等との協力関係を理事、評議員への就任を通してお願いする必要があると思われまます。それらの方々は、医療機関の安定と発展を希望しています。ただ、社員や理事、監事になる方の審査については社員総会等でしっかり行うことが求められることは言うまでもありません。</p>
障害要因②	<p>実績そのものですので、件数を増す努力が求められます。</p>
障害要因③	<p>前項の②が結果であるのに対し、③は今後の経営目標であり、必達数値となります。その際の重要な問題は、(イ)人的確保、すなわち、医師・看護師等医療スタッフが継続的に確保される体制の確保です。人事制度や教育制度、職員の福利厚生あるいは優秀な医師・看護師等医療スタッフが継続的に確保されるルートの整備が求められるところです。例えば、非課税で蓄積された利益から、優秀な人材への奨学金制度を立ち上げ、継続的な医師、看護師、スタッフの確保・養成を図る等も一例です。社会医療法人の場合、障害要因は、社会医療法人自らが役割を目標に定め、変革を遂げていく課題と捉え、前向きに考えた方がよいでしょう。</p> <p>継続的に認定基準を満たしていけない場合、現状では、社会医療法人に移行した以降の法人税の非課税を受けて蓄積された所得の累積額について、認定取り消し時に一括課税となります。蓄積された所得の累積額は、必ずしも現金や預金という形で医療法人内に留保されてはいません。一般には土地・建物への整備資金や医療機器等の充実に利用されていますから、一括納税には耐えられないと推測されますので、その後の一般医療法人としての存続も危うくなります。</p>
障害要因④	<p>社会医療法人の場合、特定医療法人のような形式基準は採用していません。医療機関の規模や地域差もありますので、民間事業者の役員報酬や使用人の給与あるいは当該医療法人の経理状況等を勘案して、不当に高額にならないことが求められているに止まります。また、それらの支給にあたっては、支給の基準を定めて法人内に備え置き、必要に応じて閲覧等の措置が講じられなければならないこととなっています。</p>

社会医療法人への移行手続き

I 社員総会決議

下記の内容について社員総会で決議を行ってください。

1 出資持分の放棄又は払戻しに関する事項

出資持分の放棄について決議します。出資持分は、出資者の財産ですから、放棄については本人の意思確認が大切です。移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、社員総会決議の他に申出書等（P71参照）を作成することが望ましいです。反対する社員については、出資持分の払戻しを検討します。その払戻しの金額については、前章P16を参照してください。

2 定款変更に関する事項

イ	出資持分に関する事項（定款例：第36条参照） 議事の中で、退社時に出資額を払戻さないこと、および解散時にも出資額を払い戻さないこと、解散時の残余財産については、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属せしめることを決議します。
ロ	社員の親族等の割合（定款例：第20条参照） 定款の中で、社員のうち親族等の割合を3分の1以下にする旨の取り決めを行います。定款変更と同時に社員の構成を替え、親族等の割合が3分の1になるようにします。
ハ	役員（理事、監事）の親族等の割合（定款例：第15条、第16条第2項参照）。 役員（理事、監事）の定数をそれぞれ理事6名以上、監事2名以上として、その親族等の割合は3分の1以内とする旨の取り決めをおこない、定款変更を行います。役員（理事、監事）の親族等の割合を3分の1以下にした場合、現理事・監事の見直しが必要になります。定款変更を行った社員総会で、入れ替わる理事・監事の退任、辞任、選任の議決を行います。その議決の日をもって理事・監事の辞任・就任を行います。理事長は、理事の互選で決まりますので、その理事就任の日に理事会を開催し、理事長の互選をおこない、法務局への届出を準備します。もちろん、特段の理由がない限り、理事長は医師もしくは歯科医師となります。また、監事については、理事の親族等あるいは医療法人の従事者はなれない旨の取り決めを定款に記載します。定款変更申請と一緒に、理事、理事長、監事の変更届を都道府県知事に提出して下さい。 なお、理事、監事の辞任・就任の日については、定款変更認可の日とする、停止条件付決議も可能です。その場合、理事長は定款変更認可後に理事会を開催して、理事長を互選します。

II 診療報酬規程等の整備

申請をする前までに以下の項目を取り決めておかなければなりません。

- ① 社会保険診療報酬に準じた自費診療報酬規程
- ② 役員報酬規定（役員退職金規程を含む。）

Ⅲ 社会医療法人認定申請書とその添付書類及び証拠書類

社会医療法人の認定申請書とその添付書類（厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ」に掲載）とその証拠書類を都道府県知事に提出します。その際定款変更申請書も同時に提出して下さい。提出の前に、書類を揃えて、事前相談をします。社会医療法人の認定にあたっては、医療審議会に意見を聞くこととなっていますので、その日程調整も含め、相談します。なお、その提出された資料の確認のために各都道府県の担当者が病院にて実地調査を行います。

Ⅳ 認定後の手続き

社会医療法人の認定を受けた場合には、認定を受けた日の前日までの期間を事業年度とみなして、決算申告を行います。認定の日から社会医療法人として事業が開始されますので、注意が必要です。この認定の日は、各都道府県にて話し合っ決めて決めますが、当然、月初にて認定を受けることが実務的には進めやすくなります。

また、認定を受けた日より2週間以内に「社会医療法人〇〇会」と名称変更を登記します。さらに登記後、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく、都道府県知事に届け出て下さい。同時に、認定書の写し及び新定款を添付して、所轄税務署長に「社会医療法人の認定に関する届出書」を提出します。

◆ 社会医療法人への移行手続き

手続き種類	提出先	提出書類
社会医療法人認定申請	都道府県知事 (厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて厚生労働省)	1. 社会医療法人認定申請書 2. 決算届 3. 医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類 4. 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類 5. 公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(詳細は、別紙書式一覧 P92-93参照)
定款変更申請	都道府県知事 (厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて厚生労働省)	1. 定款変更申請書 2. 定款新旧対照表 3. 現行定款 4. 改正後定款案(P94~参照) 5. 社員総会議事録(定款変更を取り決めた社員総会の議事録) 6. 収益業務を行う場合には別途添付書類の他、2年間の変更事業計画書、変更予算書等を添付 (詳細は、別紙書式一覧 P92-93参照)
社会医療法人の認定に関する届出書	所轄税務署	1. 社会医療法人の認定に関する届出書

*その他登記後、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく、都道府県知事に届け出て下さい。

書式については、厚生労働省医政局「医療法人・医業経営のホームページ(6)厚生労働大臣所管の医療法人の設立認可、届出等の手続について」より必要書式を打ち出して、利用して下さい。各書式に書き方が記載されています。

ホームページのアドレスは

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyuu/midashi.html>

1. 社会医療法人関係書類一覧

申請書類一覧	申請時	毎決算後	備考
<input type="checkbox"/> 社会医療法人認定申請書	○	-	
<input type="checkbox"/> 決算届	-	○	
<input type="checkbox"/> 別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
<input type="checkbox"/> 添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
<input type="checkbox"/> 添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
<input type="checkbox"/> 添付書類3-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
<input type="checkbox"/> 添付書類4（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
<input type="checkbox"/> 添付書類5（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
<input type="checkbox"/> 添付書類6（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	
<input type="checkbox"/> 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	-	
<input type="checkbox"/> 書類付表1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表2（経理等に関する明細表）	○	○	
<input type="checkbox"/> 書類付表3（保有する資産の明細表）	○	○	※
<input type="checkbox"/> 添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後3月以内の届出に係る書類のうち都道府県又は地方厚生局において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（(3)を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

※○が記載されている書類を添付して下さい。

2. 定款(寄附行為)変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	定款(寄附行為)変更認可申請書
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為の変更内容(新旧条照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会(評議員会)の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)	
<input type="checkbox"/>	収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
<input type="checkbox"/>	定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
<input type="checkbox"/>	新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
<input type="checkbox"/>	土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧	
<input type="checkbox"/>	事業報告書
<input type="checkbox"/>	財産目録
<input type="checkbox"/>	貸借対照表
<input type="checkbox"/>	損益計算書
<input type="checkbox"/>	監事の監査報告書
	医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合)	
	上記に掲げる書類
<input type="checkbox"/>	純資産変動計算書
<input type="checkbox"/>	キャッシュ・フロー計算書
<input type="checkbox"/>	附属明細表
<input type="checkbox"/>	公認会計士又は監査法人の監査報告書

注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。

(2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあつても、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。

(3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。

(4) 該当する書類にチェックをすること。

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>第 1 条 本社は、社会医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会医療法人は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 • 医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。 • 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 • 病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。） • 本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合に

3 本団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇県医療計画に記載された救急医療（〇〇病院）
- (2) 〇〇県医療計画に記載された災害医療（〇〇病院）
- (3) 〇〇県医療計画に記載されたへき地医療（〇〇診療所）
- (4) 〇〇県医療計画に記載された周産期医療（〇〇病院）
- (5) 〇〇県医療計画に記載された小児救急医療（〇〇病院）

第5条 本団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を運営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただ

は、掲げる必要はない。（以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。）

- 本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
- 当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
- 本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- 本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

- 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。

し、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定）
- (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第12条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本団の定款を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない

- 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。
- 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

- 任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
- 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。
- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士

い。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 役員

第15条 本会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
うち理事長1名
- (2) 監事 2名以上〇名以内

第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。

- 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

- 理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

• 役員親族等とは、次に掲げる者とする。

- ① 役員のうちいずれか1人
- ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

• 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

- ① 他の同一の団体

<p>3 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第17条 理事長のみが本団を代表する。</p> <p>2 理事長は本団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本団の財産の状況を監査すること。</p>	<p>（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> • 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならないことができる。（法第47条参照） • 理事の職への再任を妨げるものではない。
---	---

- (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第19条 役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 社員

第20条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第21条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

- 社員の親族等とは、次に掲げる者とする。
 - ① 社員のいずれか1人
 - ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第22条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第23条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第6章 会議

第24条 会議は、理事会及び社員総会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第28条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあつた事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第26条 定時総会は、毎年2回、○月及び○月に開催する。

第27条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

• 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

• 募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

• 総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結
- (13) その他重要な事項

第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 定款の変更

第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第8章 解散及び合併

第34条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、○
○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第35条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、○○県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第36条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

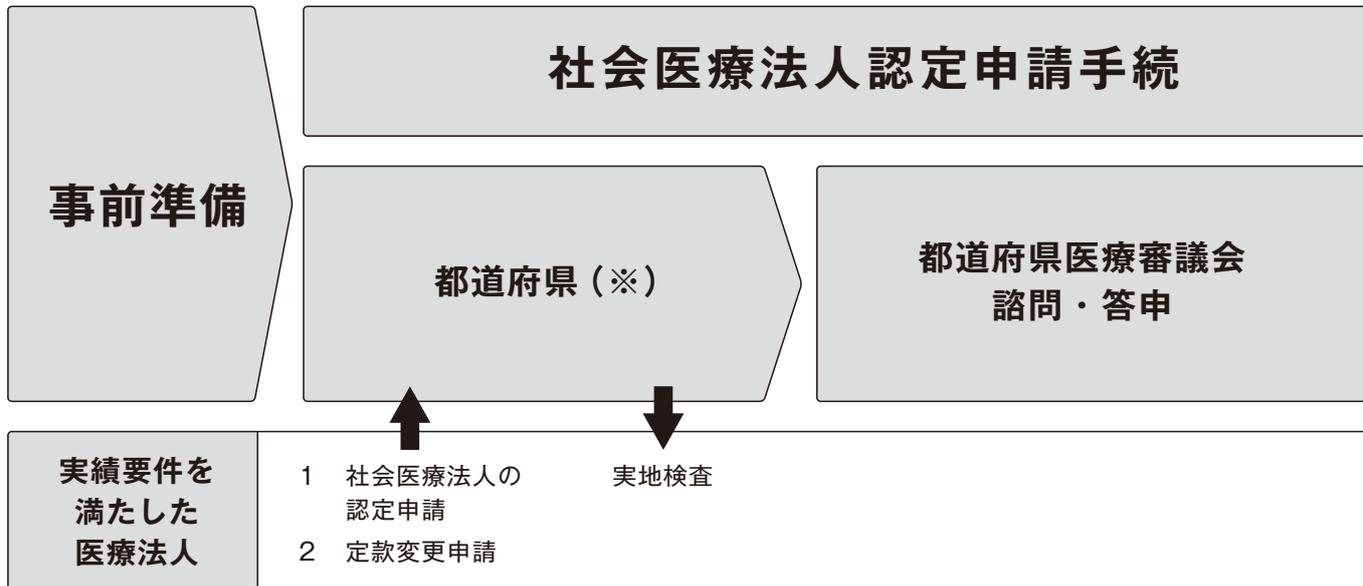
第37条 本社は、総社員の同意があるときは、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑則

第38条 本社の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

社会医療法人の認定申請



※厚生労働大臣所管法人の場合は、都道府県に提出し、厚生労働省が行う。

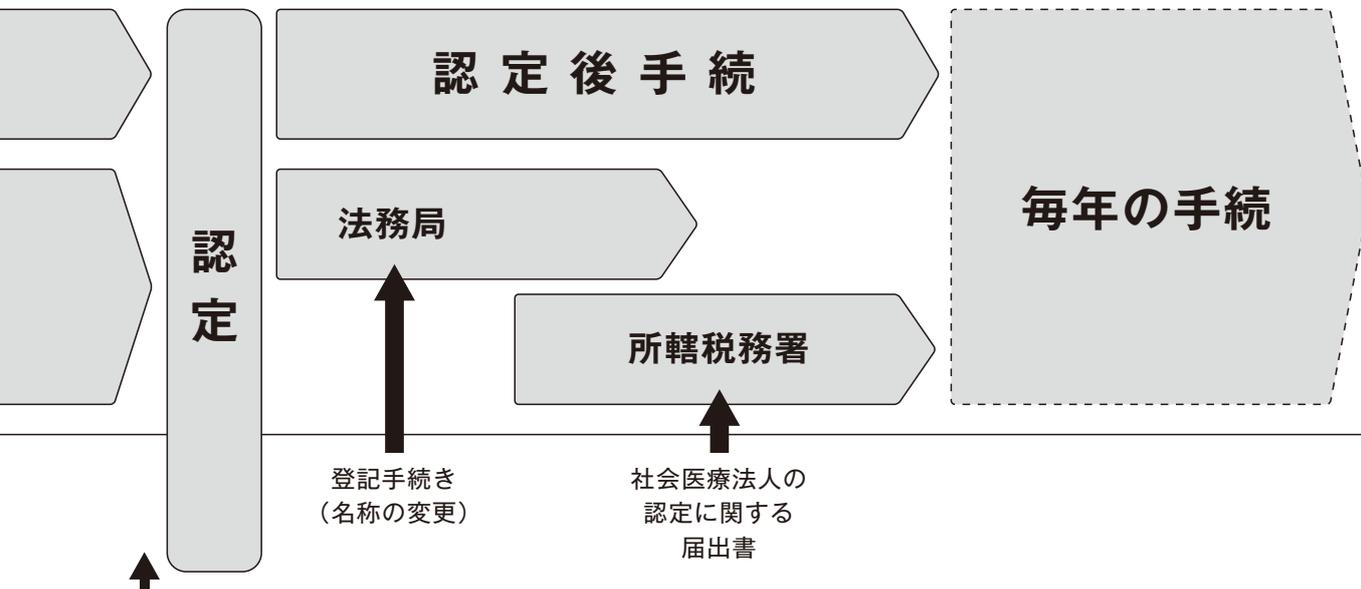
申請時に用意する書類

- 1 社会医療法人関係書類
 - ①社会医療法人認定申請書 ※1
 - ②決算届
 - ③別表(医療法42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類 ※1
 - ④医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類 ※1
 - ⑤公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類 ※1
(詳細は、別紙書式一覧P92-93参照)
- 2 定款変更認可申請関係書類
 - ①定款変更認可申請書
 - ②定款の新旧対照表
 - ③現行定款
 - ④改正後定款案 (P94~参照)
 - ⑤社員総会議事録
 - ⑥収益業務を行う場合には別途書類の他、2年間の変更事業計画書、変更予算書等を添付
(詳細は、別紙書式一覧P92-93参照)

注 ※1は厚生労働省医政局ホームページよりダウンロードが出来ます。

→ P91 で
確認して下さい

手続きのスケジュール（概要）



※社会医療法人の認定を受けた日の前日をもって
これまでの医療法人が解散したものとして、
所轄税務署に決算申告を行う。

（・その他登記後、登記事項及び登記の年月日を
遅滞なく、都道府県知事に届け出て下さい。）

第1章

医療法人の背景と
基礎知識の理解

第2章

出資持分に内在する課題

第3章

影響度の測定

第3節 一般の出資持分のない医療法人への移行を考えた場合

STEP 1 移行を考えた場合

STEP 2 障害要因と課題

STEP 3 移行手続き

出資持分のない医療法人は、退社時の出資持分の払戻請求がなく医療法人の経営の安定性、継続性が担保されます。また、そもそも出資持分がないため、出資持分に係る課税もなくなります。このような出資持分のない医療法人（特定医療法人、社会医療法人は除く。）へ移行するには、単に定款変更を行い贈与税を支払って移行する方法と、一定の要件を満たすことで贈与税の課税なく移行できる方法があります。どちらも特定医療法人や社会医療法人のように行政庁の「承認」や「認定」は必要ありません。

ただし、贈与税の課税なく移行するために必要な要件を満たす準備をしても結果として要件を満たせない場合には、その医療法人に対して贈与税の課税が起きる場合があります。

贈与税の課税リスクなく移行するためには、40床以上の病院である等、特定医療法人の要件を満たすのであれば、特定医療法人への移行を検討されることをお勧めします。

要件を満たさず、贈与税を払って出資持分のない医療法人へ移行する場合

①贈与税を納付して移行する場合

役員の親族割合を守ることは出来ないが、出資持分払戻請求と相続税のリスクを回避するために、あえて、贈与税を支払って出資持分のない医療法人への転換を図ろうという法人もあります。

②贈与税の算出方法

その贈与をした者の各々から財産を取得したものとみなして算出した贈与税額の合計額が医療法人の納付すべき贈与税額となりますので、以下のような計算となります。

贈与税の計算例（出資持分の相続税財産基本通達による評価額が1億円の場合）

ある医療法人で二人の出資者がおり、贈与税を払っても出資持分のない医療法人に移行したいと言っています。そこで、贈与税を計算すると、以下のようになります。

Aさん 出資持分相続税評価額 9,000万円
 $(9,000万円 - 110万円) \times 50\% - 225万円 = 4,220万円$ (イ)

Bさん 出資持分相続税評価額 1,000万円
 $(1,000万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 231万円$ (ロ)

納付すべき贈与税額 (イ) + (ロ) = 4,451万円

Bさんへの払戻が生じた場合、医療法人から1,000万円の払戻となりますが、贈与税であれば231万円で済むこととなります。Aさんに相続が発生した場合、Aさんの親族から払戻のリスクが生じますが、それを未然に防ぐことができます。

贈与税の課税なく円滑に移行できる要件

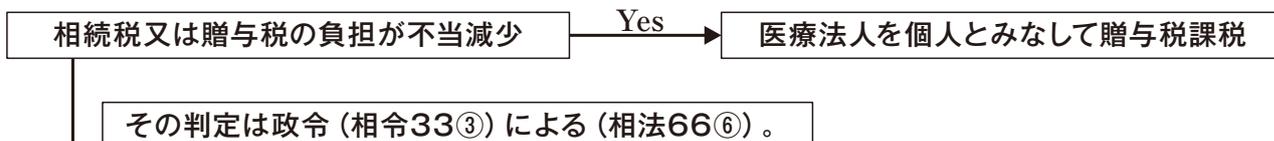
(相続税法第66条第4項、相続税法施行令第33条3項、贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて)

出資持分のない医療法人へ贈与税の課税なく移行する場合、一定の要件をクリアする必要があります。

詳細は次頁のフローチャート「相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定」を参照して下さい。

フローチャート「相続税または贈与税の負担が不当に

1 相続税法第66条第4項



2 相続税法施行令第33条第3項

(1) 医療法人の「運営組織が適正である」こと（相令33③一）

＜法令解釈通達15（P115）により判定＞

①一定の事項が定款等に定められていること

A	理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。	<input type="checkbox"/>
B	理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。	<input type="checkbox"/>
C	理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
D	社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
E	次に掲げる事項（次のFにより評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。この場合において、次の（E）及び（F）以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決を必要とすること。 （A）収支予算（事業計画を含む。） （B）収支決算（事業報告を含む。） （C）基本財産の処分 （D）借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 （E）定款の変更 （F）解散及び合併 （G）当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項	<input type="checkbox"/>
F	社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記（E）及び（F）以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については次によること。 （A）構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。 （B）構成員の選任については、上記ハ（イ）のBに準じて定められていること。 （C）議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
G	上記CからFまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。	<input type="checkbox"/>
H	役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。	<input type="checkbox"/>
I	監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。	<input type="checkbox"/>

Yes

減少する結果となると認められるか否かの判定

青木恵一「医療法人の相続・事業承継と税務対策」をもとに作成

Yes ↓

②事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること

事業運営及び役員等の選任等が定款等に基づき行われていること	<input type="checkbox"/>
-------------------------------	--------------------------

③その事業が社会的存在として認識される程度の規模を有していること
 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が社会医療法人を想定した基準又は特定医療法人を想定した基準の要件を満たすもの。

社会医療法人を想定した基準を採用する場合		又は	特定医療法人を想定した基準を採用する場合	
社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上 ※社会保険診療等に介護保険・助産に係る収入金額を追加	<input type="checkbox"/>		社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上	<input type="checkbox"/>
自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	<input type="checkbox"/>		自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一	<input type="checkbox"/>
医業収入が医業費用の150%以内	<input type="checkbox"/>		医業収入が医業費用の150%以内	<input type="checkbox"/>
役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を明示	<input type="checkbox"/>		役職員に対する報酬等が3,600万円以下	<input type="checkbox"/>
病院又は診療所の名称が4疾病5事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載	<input type="checkbox"/>		・(病院の場合) 40床以上又は救急告示病院 ・(診療所の場合) 15床以上及び救急告示診療所	<input type="checkbox"/>
		差額ベッドが全病床数の30%以下	<input type="checkbox"/>	

Yes ↓

(2) 同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下であること(相令33③一)

Yes ↓

(3) 医療法人関係者に対する特別利益供与が禁止されていること(相令33③二)
 <法令解釈通達16(P116)により判定>

Yes ↓

(4) 残余財産の帰属先が国、地方公共団体、公益法人等に限定されていること(相令33③三)

Yes ↓

(5) 法令違反等の事実がないこと(相令33③四)

Yes ↓

不当減少とはならず医療法人に対して贈与税の課税はされない。

* その他、「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しない場合として、法令解釈通達14のただし書き(P115)に該当する場合があります

出資持分のない医療法人への移行の際の障害要因

前述の基準の中で、多くの医療法人が障害要因とされているのは、以下の2点です。

<贈与税の課税なく円滑に移行する場合の障害要因>

- 障害要因① 役員等について親族等の割合を3分の1以下にすること。
- 障害要因② 連携医療機関として、医療計画に掲載されていない。

障害要因①	これについては、特定医療法人の障害要因②（P29）を参照してください。
障害要因②	今回の計画時には、都道府県に対し、手を挙げることを望まれます。

出資持分のない医療法人への移行手続き

I 社員総会決議

下記の内容について社員総会で決議を行ってください。

1 出資持分の放棄又は払戻しに関する事項

出資持分の放棄について決議します。出資持分は、出資者の財産ですから、放棄については本人の意思確認が大切です。移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、社員総会決議の他に申出書等（P71参照）を作成することが望ましいです。反対する社員については、出資持分の払戻しを検討します。その払戻しの金額については、前章P16を参照してください。

2 定款変更に関する事項

イ	<p>出資持分に関する事項</p> <p>議事の中で、退社時に出資額を払戻さないこと、および解散時にも出資額を払い戻さないこと、解散時の残余財産については、国若しくは地方公共団体又は財団医療法人又は出資持分のない医療法人等に帰属せしめることを決議します。</p>
ロ	<p>役員（理事、監事）の定数をそれぞれ理事6名以上、監事2名以上として、その親族等の割合は3分の1以内とする旨の取り決めをおこない、定款変更を行います。役員（理事、監事）の親族等の割合を3分の1以下にした場合、現理事・監事の見直しが必要になります。定款変更を行った社員総会で、入れ替わる理事・監事の退任、辞任、選任の議決を行います。その議決の日をもって理事・監事の辞任・就任を行います。理事長は、理事の互選で決まりますので、その理事就任の日に理事会を開催し、理事長の互選をおこない、法務局への届出を準備します。もちろん、特段の理由がない限り、理事長は医師もしくは歯科医師となります。また、監事については、理事の親族等あるいは医療法人の従事者はなれない旨の取り決めを定款に記載します。定款変更申請と一緒に、理事長、理事、監事の変更届を都道府県知事に提出して下さい。なお、理事、監事の辞任・就任の日については、定款変更認可の日とする、停止条件付決議も可能です。その場合、理事長は定款変更認可後に理事会を開催して、理事長を互選します。</p>

II 税務署への届出

所轄税務署に「異動事項に関する届出書」を提出します。これまでの資本金（医療法人の出資金です。）を資本剰余金に振り替える届出をします。これにより資本金のない医療法人となり、交際費や寄附金の限度額計算が変わります。

Ⅲ 変更時の注意点

税務上の要件を満たしているかの判断は、所轄税務署への異動事項に関する届出書が提出されて以降となります。そのため、事前に所轄税務署との相談をして下さい。特に、理事等への経済的利益の供与と帳簿等の仮装隠蔽の事実については十分なチェックが必要です。

Ⅳ 定款変更手続き

定款変更にあたっては、定款変更申請書、定款新旧対照表、現行定款、新定款、定款変更を取り決めた社員総会議事録の写しを揃えて、各都道府県の医療法人窓口にて事前相談の上、提出して下さい。

◆ 出資持分のない医療法人への移行手続き書類

提出先	提出書類
都道府県知事 (厚生労働省管轄の場合は、所轄の都道府県を通じて厚生労働省)	1. 定款変更申請書 2. 定款新旧対照表 3. 現行定款 4. 改正後定款案 5. 社員総会議事録(定款変更を取り決めた社員総会の議事録) * その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。
所轄税務署	1. 異動事項に関する届出

相続税法

◆人格のない社団又は財団等に対する課税

第六十六条

代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なるごとに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

- 2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、第一条の三又は第一条の四の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。
- 4 前三項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と読み替えるものとする。
- 5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。
- 6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

相続税法施行令

◆同族関係者の範囲等

第三十一条

法第六十四条第一項に規定する政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 株主又は社員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの
- 二 株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

◆人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算の方法等

第三十三条

1～2（略）

- 3 贈与又は遺贈により財産を取得した法第六十五条第一項に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件を満たすときは、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。
 - 一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税第二条第十五号（定義）に規定する役員（（1）において「会社役員」という。）又は使用人である者
 - （1）当該親族関係を有する役員等が会社役員となつている他の法人
 - （2）当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
- 二 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- 三 その寄附行為、定款又は規則において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。
- 四 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

法令解釈通達

贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（抜粋）

昭和 39 年 6 月 9 日付 直審（資）24、直資 77
 昭和 39 年 12 月 24 日付 直審（資）45、直資 173 改正
 昭和 55 年 4 月 23 日付 直資 2-182 改正
 昭和 57 年 5 月 17 日付 直資 2-177 改正
 平成元年 5 月 8 日付 直資 2-209 改正
 平成 4 年 6 月 19 日付 課資 2-158 改正
 平成 8 年 6 月 18 日付 課資 2-116 改正
 平成 10 年 6 月 18 日付 課資 2-244 改正
 平成 12 年 6 月 23 日付 課資 2-258 改正
 平成 15 年 6 月 24 日付 課資 2-1 改正
 平成 16 年 6 月 10 日付 課資 2-6 改正
 平成 20 年 7 月 8 日付 課資 2-8 改正

第 1 （略）

第 2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱い

◆法第 66 条第 4 項の規定の趣旨

12 法第 66 条第 4 項の規定は、持分の定めのない法人（持分の定めのある法人で持分を有する者がいないものを含む。以下同じ。）に対する財産の贈与又は当該法人を設立するための財産の提供（以下「贈与等」という。）により贈与等をした者又はこれらの者の親族その他これらの者と法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある者が当該法人の施設又は余裕金を私的に利用するなど当該法人から特別の利益を受けているような場合には、実質的には、当該贈与等をした者が当該贈与等に係る財産を有し、又は特別の利益を受ける者に当該特別の利益を贈与したのと同じこととなり、したがって当該贈与等をした者について相続が開始した場合には、当該財産は遺産となって相続税が課され、又は特別の利益を受ける者に対し贈与税が課されるのにかかわらず、法人に対し財産の贈与等をするによりこれらの課税を免れることとなることに顧み、当該法人に対する財産の贈与等があった際に当該法人に贈与税を課することとしているものであることに留意する。

◆持分の定めのない法人

13 法第 66 条第 4 項に規定する「持分の定めのない法人」とは、例えば、次に掲げる法人をいうことに留意する。

- （1）定款、寄附行為若しくは規則（これらに準ずるものを含む。以下 13 において「定款等」という。）又は法令の定めにより、当該法人の社員、構成員（当該法人へ出資している者に限る。以下 13 において「社員等」という。）が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人

(2) 定款等に、社員等が当該法人の出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができる旨の定めはあるが、そのような社員等が存在しない法人

(注) 持分の定めがある法人(持分を有する者がいないものを除く。)に対する財産の贈与等があったときは、当該法人の出資者等について法第9条の規定を適用すべき場合があることに留意する。

◆相続税等の負担の不当減少についての判定

14 法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」かどうかの判定は、原則として、贈与等を受けた法人が法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。ただし、当該法人の社員、役員等(法施行令第32条に規定する役員等をいう。以下同じ。)及び当該法人の職員のうちに、その財産を贈与した者若しくは当該法人の設立に当たり財産を提供した者又はこれらの者と親族その他法施行令第33条第3項第1号に規定する特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要件を満たさなくても、同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しないものとして取り扱う。

◆その運営組織が適正であるかどうかの判定

15 法施行令第33条第3項第1号に規定する「その運営組織が適正である」かどうかの判定は、財産の贈与等を受けた法人について、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行うものとして取り扱う。

(1) 次に掲げる法人の態様に応じ、定款、寄附行為又は規則(これらに準ずるものを含む。以下同じ。)において、それぞれ次に掲げる事項が定められていること。

イ 一般社団法人(略)

ロ 一般財団法人(略)

ハ 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人その他の持分の定めのない法人

(イ) その法人に社員総会又はこれに準ずる議決機関がある法人

A 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

B 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

C 理事会の議事の決定は、次のEに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数(理事現在数)の過半数の議決を必要とすること。

D 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決を必要とすること。

E 次に掲げる事項(次のFにより評議員会などに委任されている事項を除く。)の決定は、社員総会の議決を必要とすること。

この場合において、次の(E)及び(F)以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数(理事現在数)の3分の2以上の議決を必要とすること。

(A) 収支予算(事業計画を含む。)

(B) 収支決算(事業報告を含む。)

(C) 基本財産の処分

(D) 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(E) 定款の変更

(F) 解散及び合併

(G) 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項

F 社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会などの制度が設けられ、上記(E)及び(F)以外の事項の決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については次によること。

(A) 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。

(B) 構成員の選任については、上記ハ(イ)のBに準じて定められていること。

- (C) 議事の決定については、原則として、構成員総数の過半数の議決を必要とすること。
- G 上記ハ(イ)のCからFまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。
- H 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。
- I 監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにその法人の職員が含まれてはならないこと。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。
- (ロ) 上記ハの(イ)以外の法人 (略)
- (注) 1 上記ハの(イ)及び(ロ)に掲げるほか、法施行令第33条第3項第1号に定める親族その他特殊の関係にある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定が定款、寄附行為又は規則に定められていなければならないことに留意する。
- 2 上記ハの法人の定款、寄附行為又は規則が、標準的な定款、寄附行為又は規則(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条((国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税))の規定の適用に関し通達の定めによる標準的な定款、寄附行為又は規則をいう。)に従って定められている場合には、上記15の(1)に該当するものとして取り扱うことに留意する。
- (2) 贈与等を受けた法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること。
- (注) 他の一の法人(当該他の一の法人と法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条第2号((同族関係者の範囲))に定める特殊の関係がある法人を含む。)又は団体の役員及び職員の数当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。
- (3) 贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、次のイからヌまでに掲げる事業がその法人の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。
- イ〜リ (略)
- ヌ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が次の(イ)及び(ロ)の要件又は(ハ)の要件を満たすもの
- (イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の2第1項第1号ホ及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件(この場合において、同号イの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)
- (ロ) その開設する医療提供施設のうち1以上のものが、その所在地の都道府県が定める医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において同条第2項第2号に規定する医療連携体制に係る医療提供施設として記載及び公示されていること。
- (ハ) その法人が租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号((法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等))に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの

◆特別の利益を与えること

- 16 法施行令第33条第3項第2号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、例えば、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合がこれに該当するものとして取り扱う。
- (1) 贈与等を受けた法人の定款、寄附行為若しくは規則又は贈与契約書等において、次に掲げる者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合
- イ 贈与等をした者

- ロ 当該法人の設立者、社員若しくは役員等
 - ハ 贈与等をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等（以下16において「贈与等をした者等」という。）の親族
 - ニ 贈与等をした者等と次に掲げる特殊の関係がある者（次の（2）において「特殊の関係がある者」という。）
 - （イ）贈与等をした者等とまだ婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - （ロ）贈与等をした者等の使用人及び使用人以外の者で贈与等をした者等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - （ハ）上記（イ）又は（ロ）に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - （二）贈与等をした者等が会社役員となっている他の会社
 - （ホ）贈与等をした者等、その親族、上記（イ）から（ハ）までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人
 - （ヘ）上記（二）又は（ホ）に掲げる法人の会社役員又は使用人
- （2）贈与等を受けた法人が、贈与等をした者等又はその親族その他特殊の関係がある者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合
- イ 当該法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
 - ロ 当該法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
 - ハ 当該法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
 - ニ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
 - ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
 - ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
 - ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
 - チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
 - リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
 - ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

◆判定の時期等

- 17 法第66条第4項の規定を適用すべきかどうかの判定は、贈与等の時を基準としてその後生じた事実関係をも勘案して行うのであるが、贈与等により財産を取得した法人が、財産を取得した時には法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしていない場合においても、当該財産に係る贈与税の申告書の提出期限又は更正若しくは決定の時までに、当該法人の組織、定款、寄附行為又は規則を変更すること等により同項各号に掲げる要件を満たすこととなったときは、当該贈与等については法第66条第4項の規定を適用しないこととして取り扱う。

◆社会一般の寄附金程度の贈与等についての不適用

- 18 法施行令第33条第3項各号に掲げる要件を満たしていないと認められる法人に対して財産の贈与等があった場合においても、当該財産の多寡等からみて、それが社会一般においてされている寄附と同程度のものであると認められるときは、法第66条第4項の規定を適用しないものとして取り扱う。

◆持分の定めのない法人に対する贈与税課税の猶予等

- 19 法令及びこの通達により判断して法第66条第4項の規定を適用すべき場合においては、贈与等をした者の譲渡所得について租税特別措置法第40条の規定による承認申請書が提出された場合においても、課税の猶予をしないことに留意する。

◆贈与等をした者以外の者に特別の利益を与える場合

20 持分の定めのない法人が、当該法人に対する財産の贈与等に関して、当該贈与等をした者及びその者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者以外の者で当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族その他これらの者と法第64条第1項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えると認められる場合には、法第66条第4項の規定の適用はないが、当該特別の利益を受ける者に対して法第65条の規定が適用されることに留意する。

この場合において、贈与等に関して特別の利益を与えると認められる場合とは、「16」の(1)及び(2)に掲げる場合をいうものとして取り扱う。

◆持分の定めのない法人から受ける利益の価額

21 「20」の場合において、法第65条第1項に規定する「贈与により受ける利益の価額」とは、贈与等によって法人が取得した財産の価額によるのではなく、当該法人に対する当該財産の贈与に関して当該法人から特別の利益を受けたと認められる者が当該法人から受けた当該特別の利益の実態により評価するのであるから留意する。

第1章

医療法人の基礎知識

第2章

課題の確認

第3章

医療法人の選択肢

第4節 基金制度を採用した医療法人への移行を考えた場合

STEP 1 移行を考えた場合

STEP 2 障害要因と課題

STEP 3 移行手続き

基金制度を採用した医療法人とは、出資持分のない医療法人で、基金の拠出を受けて運営される医療法人のことをいいます。

出資持分のある医療法人が、基金制度を採用した医療法人へ移行する場合、出資持分のない医療法人への移行が前提となるため、第3節の出資持分のない医療法人への移行と同様の贈与税の課税問題が生じます。

したがって単に定款変更だけ行い贈与税を支払って移行する方法と、一定の要件を満たすことで贈与税の課税なく移行できる方法があります。詳細な要件については、第3節（P106～）を参照してください。

いずれの方法を採用するにせよ、基金制度を採用する場合には、基金制度について新たに定款に定める必要があります。

要件を満たさず、贈与税を払って基金制度を採用した医療法人へ移行する場合

詳細については第3節と同様ですのでP106を参照して下さい。

贈与税の課税なく円滑に移行できる要件

（相続税法第66条第4項、相続税法施行令第33条3項、贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて）

詳細については第3節と同様ですのでP107のフローチャートを参照して下さい。

基金制度を採用した医療法人への移行の際の障害要因

前述の基準の中で、多くの医療法人が障害要因とされているのは、以下の2点です。

<贈与税の課税なく円滑に移行する場合の障害要因>

障害要因① 役員等について親族等の割合を3分の1以下にすること。

障害要因② 連携医療機関として、医療計画に掲載されていない。

障害要因①	これについては、特定医療法人の障害要因②（P29）を参照してください。
障害要因②	次回の計画時には、都道府県に対し、手を挙げることを望まれます。

基金制度を採用した医療法人への移行手続き

基金制度を採用した医療法人は、前節で説明した出資持分のない医療法人への定款変更の際に、基金制度を採用したものです。従って、要件は、前節にて説明したものと同一になります。

Ⅰ 社員総会決議

下記の内容について社員総会で決議を行ってください。

1 出資持分の放棄又は払戻しに関する事項

出資持分の放棄について決議します。出資持分は、出資者の財産ですから、放棄については本人の意思確認が大切です。移行手続きに必ずしも必要なものではありませんが、社員総会決議の他に申出書等（P71参照）を作成することが望ましいです。反対する社員については、出資持分の払戻しを検討します。その払戻しの金額については、前章P16を参照してください。

2 定款変更に関する事項

イ	<p>出資持分に関する事項</p> <p>議事の中で、退社時に出資額を払戻さないこと、および解散時にも出資額を払い戻さないこと、解散時の残余財産については、国若しくは地方公共団体又は財団医療法人又は出資持分のない医療法人等に帰属せしめることを決議します。</p>
ロ	<p>役員（理事、監事）の定数をそれぞれ理事6名以上、監事2名以上として、その親族等の割合は3分の1以内とする旨の取り決めをおこない、定款変更を行います。役員（親族等）の割合を3分の1以下にした場合、現理事・監事の見直しが必要になります。定款変更を行った社員総会で、入れ替わる理事・監事の退任、辞任、選任の議決を行います。その議決の日をもって理事・監事の辞任・就任を行います。理事長は、理事の互選で決まりますので、その理事就任の日に理事会を開催し、理事長の互選をおこない、法務局への届出を準備します。もちろん、特段の理由がない限り、理事長は医師もしくは歯科医師となります。また、監事については、理事の親族等あるいは医療法人の従事者はなれない旨の取り決めを定款に記載します。定款変更申請と一緒に、理事長、理事、監事の変更届を都道府県知事に提出して下さい。なお、理事、監事の辞任・就任の日については、定款変更認可の日とする、停止条件付決議も可能です。その場合、理事長は定款変更認可後に理事会を開催して、理事長を互選します。</p>
ハ	<p>基金制度の採用</p> <p>基金の章を加えることについて決議を行ってください。</p>

Ⅱ 税務署への届出

所轄税務署に「異動事項に関する届出書」を提出します。これまでの資本金（医療法人の出資金です。）を資本剰余金に振り替える届出をします。これにより資本金のない医療法人となり、交際費や寄附金の限度額計算が変わります。

Ⅲ 変更時の注意点

税務上の要件を満たしているかの判断は、所轄税務署への異動事項に関する届出書が提出されて以降となります。その為、事前に所轄税務署との相談をして下さい。特に、理事等への経済的利益の供与と帳簿等の仮装隠蔽の事実については十分なチェックが必要です。

Ⅳ 定款変更手続き

定款変更にあたっては、定款変更申請書、定款新旧対照表、新定款、定款変更を取り決めた議事録の写し、基金拋出申込書を揃えて、各都道府県の医療法人窓口にて事前相談の上、提出して下さい。

*その他都道府県によって履歴事項全部証明書の添付を求められる場合があります。

※参考 基金制度を採用した医療法人に移行する場合に必要な定款変更は以下の通りです。

第〇章 基金

第〇条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第〇条 本社は、基金の拋出者に対して、本社と基金の拋出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拋出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第〇条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

第〇条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第〇条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

出資持分のない医療法人(特定医療法人や 第5節 社会医療法人、基金制度を採用した医療法人等)との合併を通じての移行を考えた場合

イ	合併後の存続法人は、特定医療法人、社会医療法人もしくは基金制度を採用した医療法人等出資持分のない医療法人になるので、それぞれの要件を満たすか判断したか。
ロ	特に社会医療法人との合併の場合、その合併により、各都道府県で1つ以上の救急医療等確保事業が整備されるなどの要件を具備しない場合、認定が取り消され、課税が生じる場合がある。

出資持分のある医療法人が、他の社会医療法人や特定医療法人、基金制度を採用した医療法人と合併して出資持分のない医療法人になる方法も、充分優れた方法と思われます。

合併にあたり、存続する法人は、出資持分のない医療法人となります。規模の大小や純資産の大小では決まりません。出資持分のある医療法人を存続法人にするには、合併申請の際に、出資持分のない医療法人への移行を済ませておかなければなりません。

社会医療法人との合併であれば、合併後において、被合併法人の医療機関も社会医療法人の要件を満たす必要があります。例えば、理事等に特別な経済的利益の供与などがあれば正しておかなければなりませんし、帳簿等に仮装隠ぺいの事実のないことなども求められます。また、合併後においても、各都道府県で1つ以上の救急医療等確保事業を整備するなどの要件を満たさなければなりません。

特定医療法人であれば、室料差額30%以内の要件など、注意が必要です。

また、合併にあたり、被合併法人の出資者に金銭などの交付が行われれば、合併時に被合併法人の資産含み益に課税問題が生じます。医療法上の剰余金の配当禁止規定にも注意しなければなりません。

出資持分のない医療法人や基金制度を採用した医療法人との合併においても、特別な利益の供与の事実のないこと、帳簿等に仮装隠ぺいの事実のないことが求められます。そうした要件を満たさない場合には、被合併法人への含み益への課税や、法人全体に対する贈与税課税が起きる場合があります。

合併は、被合併法人の権利義務を承継します。具体的には、補助金にて整備した設備について存続法人に承継されますから、返還義務は負いません。また、病院の病床許可等もそのまま承継されます。さらには、医療過誤による訴訟がある場合には、それらも承継されます。

合併にあたり、被合併法人の資本金は、資本準備金に切り替わります。また、原則的には被合併法人の資産負債それぞれ総額が存続法人に引き継がれます。合併にあたり金銭

交付は考えられませんので、合併差損等の処理は生じません。仮に、合併にあたり金銭交付を行った場合には、それは譲渡所得ではなく、原則配当所得となるので注意が必要です。

医療法人の合併における組織形態

		合併法人			
		社団		財団	
		持分あり（経過型）	持分なし		
被合併法人	社団	持分あり（経過型）	持分あり（経過型） 又は持分なし選択可	持分なし	×
		持分なし	持分なし	持分なし	×
	財団	×	×	財団	

第6節 現状のまま出資持分のある医療法人

現状のまま、出資持分のある医療法人で続けると決められた方は、以下の項目を検討して下さい。必ず、起こりえる問題です。

①出資持分払戻請求権行使についての対応は可能か。

イ. 払戻請求権に応じて支払いは可能か。

ロ. 払戻請求権行使を思いとどまらせることが出来るか。

②出資持分相続にあたり、相続税支払対策は万全か。

イ. 承継及び出資持分分配に問題はないか。

ロ. 将来に払戻請求権行使は生じないか。

ハ. 相続に対して、相続税支払は可能か。

③出資持分について、上記2点について対応困難になった場合、なんらかの対抗策は講じたか。

もう一度、「第2章 課題の確認」をお読み下さい。

第7節 出資額限度法人への移行を考えた場合

出資額限度法人は、出資持分のある医療法人であって、社員の退社に伴う出資持分の払戻しや医療法人の解散に伴う残余財産分配の範囲につき、払込出資額を限度とする旨を定款で定めているものをいいます。出資持分を承継する場合には、相続時の評価は出資額を限度とした額ではなく、いわゆる相続税の評価通達にしたがった額となります。また相続時に、出資額を限度として払戻した時、その払戻した額が相続評価となりますが、他の残存出資者又は医療法人への課税が生じる場合があります。その課税を受けないためには、以下の「みなし贈与課税を受けないための要件」を満たす必要があります。

出資額限度法人は、定款に一般の出資持分のある医療法人への後戻り禁止規定を定めていても、法令上後戻りが可能である等の理由により、一般の出資持分のある医療法人と同じ取り扱いになっています。なぜ、後戻りが可能なのかというと、例えば、他の出資持分のある医療法人と合併し、通常の出資持分のある医療法人を存続法人にすると、出資額限度法人ではなくなってしまうなどの可能性があるためです。

◆ みなし贈与課税を受けないための要件

具体的要件		チェック
①	出資者の3人及びその者と親族等特殊関係を有する出資者の出資金の合計額が出資総額の50%以下であること。	<input type="checkbox"/>
②	社員の3人及びその者と親族等特殊関係を有する社員の数が、総社員数の50%以下であること。	<input type="checkbox"/>
③	役員のそれぞれに占める親族等特殊関係がある者の割合が3分の1以下であることが定款で定められていること。	<input type="checkbox"/>
④	社員、役員又はこれらの親族等に対し特別な利益を与えると認められるものでないこと（詳細はP24を参照して下さい。）。	<input type="checkbox"/>

- 【課題】** 1. 出資者のうち、同族出資者の出資合計額が全体の50%以下にするには、設立当初もしくは繰越損失が多いなどの理由で、出資持分の評価額が高くないときにしか、対応できません。出資持分の払戻し請求が病院経営を圧迫するという時は、いわゆる評価額が高くなっている状態で、その時に同族でない第三者に増資を求めることとなります。その増資に応じた人は、評価額で増資に応じ、一方払戻しは額面ということとなり、実務的には対応が困難となります。先ほどの例（P18）にすると、50%にするには額面にして400万円の増資に応じることとなりますが、そのために医療法人に振り込む金額は、 $(400万円 \div 50円) \times 10,560円 = 8億4,480万円$ となります。その結果、出資額限度法人になった後、将来戻してもらえる金額は400万までとなりますので、非現実的な話となります。
2. 二つの家族で出資を半分ずつ持ち合っていた場合、いずれか一方の同族グループの一人が払戻しを請求した段階で、50%基準が維持できなくなります。払戻し請求が起きた段階で、要件が満たせなくなります。つまり、同族色の強い医療法人では利用できない制度といえます。

出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル

平成 23 年 3 月発行

厚生労働省医政局

委託先：株式会社川原経営総合センター

〒104-0061 東京都中央区銀座8-11-11TK銀座8丁目ビル

TEL：03-3572-3051 FAX：03-3571-3683